

提　言　集

～人権についての姫路市民意識調査結果を踏まえて～

令和 5 年（2023 年）12 月

姫路市人権啓発センター

はじめに

姫路市では、「人権文化に満ちた人間都市『ひめじ』の実現」に向けて、本市人権施策の総合的な指針である「姫路市人権教育及び啓発実施計画」に基づき、人権尊重の視点に立った行政を進めています。

今回、市民の皆様の人権問題に対する考え方を把握することによってこれまでの人権施策の効果を検証するとともに、今後の人権施策の参考とするため、令和4年（2022年）2月「人権についての姫路市民意識調査」を実施しました。

調査対象は、住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の外国籍を含む市内在住者3,000人です。

郵送とインターネットによる回答で市民の皆様にご協力いただいた結果、有効回答数は1,202件、回収率は40.1%でした。

調査項目は、できるだけ多くの設問で前回調査（5年前）との比較ができるように考慮しつつ、クローズアップされてきた人権課題や新たに制定された法律等に関する項目も追加しました。

調査結果の分析及び考察については、下記の学識経験者に行っていただきました。

阿久澤 麻理子 大阪公立大学教授（人権問題研究センター 都市経営研究科）

姫路市人権啓発センター運営推進会議委員

上杉 孝實 京都大学名誉教授

姫路市人権啓発センター名譽館長

その結果、これまで姫路市が実施してきた人権施策の成果が見られる一方、今後検討すべき課題も浮かびあがってきました。

これらのことも踏まえ、このたび姫路市人権啓発センター運営推進会議委員の皆様に、それぞれの専門分野から姫路市に対して提言をいただき、「提言集～人権についての姫路市民意識調査結果を踏まえて～」として取りまとめました。

最後になりましたが、今回調査の全般にわたりご意見・ご指導をいただきました姫路市人権啓発センター運営推進会議委員の皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年（2023年）12月

姫路市人権啓発センター

もくじ

「人権についての姫路市民意識調査結果報告書」をふまえた考察と意見
関西医科大学看護学部教授 李 錦純 …… 1

人権意識調査にみられる障害の問題
神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授 津田 英二 …… 5

人権教育・啓発の発展に向けた施策の実現を
元姫路市立琴丘高等学校校長 吉田 善太郎 …… 9

「人権についての姫路市民意識調査結果」を踏まえて
姫路市教育委員会スタディソポーター 金川 香雪 …… 15

「属性」による差別を乗り越える教育・啓発の必要性
姫路大学教育学部教授 和田 幸司 …… 19

「人権についての姫路市民意識調査結果報告書」を踏まえて
兵庫県立大学環境人間学部講師 喜友名 菜織 …… 25

「2021年度調査から見える「変化」とその「要因」を考える
—基本集計の再分析・データの再集計から見えること—」への付記として
大阪公立大学教授
人権問題研究センター／都市経営研究科 阿久澤 麻理子 …… 31

人権教育・啓発の現状と課題
京都大学名誉教授 姫路市人権啓発センターナンピング館長 上杉 孝實 …… 61

「人権についての姫路市民意識調査結果報告書」をふまえた考察と意見

関西医科大学看護学部教授 李 錦純

本調査は、2021年度に姫路市居住の18歳以上の住民3,000名を対象に実施された大規模調査である。調査項目は、大枠では①人権問題に関する関心・知識、②人権についての考え方、③人権侵害に対する対応、④家意識・伝統慣習意識・世間同調意識の他、⑤女性・子ども・障害のある人・高齢者・性的少数者・外国人、同和問題など特定の対象別の人権問題、さらに、⑥結婚に対する考え方や⑦教育啓発に関する項目、そして⑧コロナ禍による人権問題に至るまで、幅広い観点から構成されている。

本稿では、自身の専門分野である「外国人の人権問題」に関連する項目を中心に、2016年度に実施した調査結果との比較検討もふまえつつ意見と考察を述べる。

※本稿では「在日韓国・朝鮮人」を「在日コリアン」と記した。

1 外国人の人権問題に関する関心・知識

「第1章人権問題に関する関心・知識」の「1関心のある人権問題」によると、外国人の人権問題に関する関心を示した回答は72.5%であり、前回調査よりも7.6ポイント上昇した。年齢別では、「18~29歳」が81.9%と最も高く、最も低い「70歳以上」とは14.5ポイントの差があった。職業別では、「公務員・教員」および「学生」、姫路市居住期間が「5年以上20年未満」の者の関心が高い傾向であった。特定の対象別では障害のある人、子ども、労働者、女性、高齢者の人権問題への関心が85%以上の高さを示したことと比べると、関心度は低い状況である。新型コロナウイルスの感染拡大や大規模災害、インターネットに関する人権問題が上位に挙がっており、その時々の世相を反映したものに関心が向けられやすい傾向があると思われる。

高校や短大・大学・専門学校で人権問題について学んだ者の90%以上、人権問題に関する講演会や研修会に複数参加経験がある者の85.5%が、外国人の人権問題に関する関心を示し、「学校で学んだ経験はない」、「啓発との接触なし」の者と比べて15ポイント以上の差があった。人権問題の学習機会に接することが関心度合いに影響しており、教育啓発の有効性が示唆される。

最新の在留外国人統計（2022年12月末）によると、中長期在留者である外国人の総数は307万人に達し、初めて300万人を突破した。コロナ禍により、インバウンドと呼ばれる観光を含めた短期滞在者数は大きく減少したものの、中長期在留者はそれほど減少せず、社会が落ち着きを取り戻したと同時に、規制緩和も相まって大幅な増加があった。

姫路市在住の外国人数は12,335人と、前回調査時より2,000人ほど増加し、全国自治体別では第37位に位置する。国籍（地域）別では「ベトナム」が4,133人（33.5%）と最も多く、次いで韓国3,970人（32.2%）と続く。「ベトナム」は、全国的に、直近5年間で2倍以上の著しい人口増加があり、現在「中国」に次ぐ第2位の人口集団となっている。在日外国人の国籍（地域）別人口構成は、年々多国籍化・多様化が進展している。

姫路市はかつて、ベトナムからの難民を受け入れた定住促進センターが活動を展開していた歴史的経緯から、在日ベトナム人が多い地域であったが、近年は全国的な増加も相まって増加している。戦後から長期在住している在日コリアンは、地域でコミュニティを形成しながら世代を重ねて暮らしてきた。姫路市は、古くから在日コリアンと在日ベトナム人を中心とした外国人との多文化共生が展開されてきた地域である。外国人の人権問題に関する関心・知識は、国籍（地域）別人口分布や外国人コミュニティの有無、その形成過程、在留目的、多文化共生施策の状況によって、地域差があると思われる。今後の展望として、このような特徴をふまえた、外国人の人権問題に関する関心・知識に対する地域別の比較検討を期待したい。

2 外国人の人権について

（1）外国人の賃貸住宅への入居について

「外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断る不動産業者がいても仕方がない」という項目に対して、反対を示す回答が71.4%と、前回調査と比較して11.4ポイント増加した。全体として人権擁護の意識の高まりが認められ、年齢別では「18～29歳」の83%が反対意見であった。反面、「40～49歳」と「50～59歳」はそれぞれ31.6%、35.2%が賛成の回答である。中高年層の一定数における容認論の根強さが窺える。

入居を断る理由として、言葉の問題や家賃の支払い能力、生活習慣の違い、社会規範を守れない、近隣住民との関係性、保証人の確保の問題等が挙げられている。外国人の賃貸住宅への入居問題は、長年解消されない深刻な課題として、依然と続いている。

法務省が行った「令和3年度在留外国人に対する基礎調査」（18歳以上の中長期在留者及び特別永住者計40,000人対象、有効回答数7,982件）によると、住居探しにおける困りごとは、「家賃や契約にかかるお金が高かった」、「国籍等を理由に入居を断られた」、「保証人が見つからなかった」の順に多い。また、差別を受けた場面に対して、「家を探すとき」という回答が最も多かった。当事者である外国人を対象にした最近の調査結果でも明らかにされているように、住居探しに差別を受けた体験として認識されている。

言うまでもなく、外国人だからという国籍を理由に一律に入居を拒否することは、明らかな人権侵害であり差別に該当する。「外国籍だからトラブルを起こす」という画一的な見方は一方的な偏見であり、尊厳を傷つける行為につながる。入居に際して懸念する事由があれば、入口で閉ざすのではなく、説明や話し合いの場をもつ、外国人の支援団体等の第三者を交えて相談するなど、一人一人をかけがえのない個人として尊重した対応を取るべきであり、これは相互理解にもつながる。多様性と包摂性が交差している現代の地域社会においては、身近にある人権問題に気づき、考え、議論し、行動できるよう人権意識と人権感覚の向上に努めていくことが求められる。

(2) ヘイトスピーチについて

今回の調査で新規で設定された「差別的言動（ヘイトスピーチ）の認知度」は、52.2%が「知っている」と回答した。年齢別では40歳以上が60%程度であったことに対して、30歳代以下の若年層の認知度は40%程度に留まった。平成28年6月3日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されて6年経過した段階で、半数程度の認知度であった。

一方、別の質問項目「人権に関する法律等の知識」では、ヘイトスピーチ解消法について「内容も知っている」が7.1%、「内容は知らないが名称は知っている」が40.3%であり、前回調査より3.5ポイント上昇した。ヘイトスピーチ解消法の制定が「ヘイトスピーチ」という用語の認知度に影響したと思われるが、法律の中身まではほとんど認知されていない状況である。

「ヘイトスピーチを見聞きして思ったこと」（複数回答）については、「特定の人びとを排除するのは、許せないと思った」という人権擁護的回答が59.5%と過半数以上を占めたが、「ヘイトスピーチされる側にも問題があると思った」、「ヘイトスピーチをする側の主張も一理あると思った」という、ヘイトスピーチを容認するような回答もそれぞれ19.8%、22.6%であった。その傾向は「男性」、「自営業」に強く示されていた。また、「自分には関係ないとと思った」という他人事として捉えている回答も10%みられた。

日本でヘイトスピーチが大きな社会問題になったのは、2009年の京都朝鮮学校襲撃事件に端を発する。この事件はヘイトスピーチが人種差別であり民事上違法な行為として認めた、初めての司法判断となった。2014年には、国連人種差別撤廃委員会が日本に関する総括所見（最終見解）で、日本各地に広がっている、人種や国籍で差別し暴力を扇動するヘイトスピーチ問題に、日本政府が断固として対処するよう法規制を含めた対応を勧告し、現行のヘイトスピーチ解消法の制定に至った。

現行のヘイトスピーチ解消法は、ヘイトスピーチに罰則を科するものではない。大阪市や東京都などは、自治体独自でヘイトスピーチの問題に取り組み、条例を制定している。川崎市では2019年に、全国で初めて刑事罰を盛り込んだヘイトスピーチ禁止条例を可決・成立している。

法律の施行によって、近年は、首都圏や関西地区を中心としたあからさまな街宣行為によるヘイトスピーチの光景はあまり見かけなくなった。コロナ禍による外出制限やデジタル化の加速も影響していると思われる。しかし、ヘイトスピーチがなくなった訳ではなく、インターネット空間に場所を移して、掲示板やSNSなどで、特定の国籍や民族への人権侵害にあたる書き込みが尚も散見されている。

ヘイトスピーチは、人の尊厳を傷つけ、恐怖感や嫌悪感を与えるだけでなく、心に潜む差別意識を助長させることにつながる。ヘイトスピーチをなくすためには、ヘイトスピーチは決して容認されるものではないという共通認識の下、当事者意識をもって、人権意識を地域社会へ浸透し定着させていくことが重要である。

3　まとめ・感想

2021年度姫路市民意識調査結果に基づき、2016年度の調査結果との経年比較もふまえて、外国人の人権問題の内、賃貸住宅への入居問題とヘイトスピーチの問題を中心に考察と意見を述べた。

「人権問題について最近読んだり見たりしたもの」について、「広報ひめじ」、「新聞の記事」、「テレビ・ラジオ番組」の順に多いものの、経年比較では減少傾向である。半面、「インターネット」は増加傾向であり、「18～29歳」の低い年齢層の中では最も多く利用されていた。人権問題に無関係、無関心でいることは、周りで起きている様々な人権侵害が視界に入らず、気づかないことになる。今回の調査結果で、人権に関する教育・啓発の接触度があるほど人権意識が高い傾向が示されている。人権尊重のための正しい知識や姿勢、適切な行動を身に着けるには、住民が日常的に目に触れやすいツールを複数活用して、継続的かつ効果的に人権教育・啓発に取り組んでいく必要がある。

2022年6月、日本政府は、目指すべき共生社会のビジョンとその実現に向けて取り組むべき中長期的な課題および具体的施策等を示す、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定した。外国人を含む全ての人が安全に安心して暮らす社会、多様性に富んだ活力ある社会、お互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らす社会をビジョンとして掲げ、社会参加のための日本語教育等の取組や外国人に対する情報発信・相談体制の強化、ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援、共生社会の基盤整備に向けた取組を重点事項と定め、外国人を生活者として明確に打ち出すようになっている。

外国人も日本人も共に地域を構成する一員であり、地域で暮らす生活者である。外国人に対する偏見や差別を解消していくには、住民一人一人が、文化の多様性を認め、互いの人権に配慮した行動をとることが必要である。

人権意識調査にみられる障害の問題

神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授 津田 英二

1 はじめに

2006 年に国連総会で採択された「障害者権利条約」を日本が批准したのは、2014 年のことだった。その前年には「障害者差別解消法」が制定されていた。それから 10 年が経とうとしている今日、障害者の人権に関わる施策は大きく前進していかなければならず、その影響は市民意識にも反映していくべきということができる。

その観点から市民意識を捉え、施策提案を行うために市民意識調査結果を読む。なお、本市民意識調査では障害のある回答者が 7.1% (85 名) にすぎず（姫路市『人権についての姫路市民意識調査結果報告書』2023 年、p. 7）、また回答スキルの有無を考慮に入れると、サンプル自体に偏りがある可能性がある点を前提としなければならない。

今回の調査結果では、すでに属性ごとのクロス集計がていねいに行われており、その集計から推測できることについても検討を行うが、パス解析を行っているわけではないので、直接効果と間接効果の区別をつけることができない点にも留意する必要がある。

2 適切な出会いの欠如

障害のある人の人権問題に関する人は多い。「関心がある」とした回答者が 50.2%、「少し関心がある」とした回答者は 39.9% で、両者を足すと 9 割の回答者が関心をもっていることになり（同、p. 9）、さまざまな人権問題の中で最も人々の関心の高い人権問題だということができる。しかしその一方で、障害者差別解消法について知っている回答者の割合は 4 割を切り、特に内容も知っていると答えた回答者は 6.7% に過ぎなかった（同、p. 13）。障害のある人の人権問題は一般的にイメージしやすいものの、一步踏み込んで考える人は多くないのだと理解できよう。

「介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない」と答えた回答者が 25.8%、また「社会福祉に頼るより、個人がもっと努力する必要がある」と答えた回答者は 40.4% にのぼった（同、p. 21）。これらのデータは、障害のある人を周囲に迷惑をかける存在と捉える市民が少なくないことを示しているように思われる。障害の問題を自分事として捉える捉え方が広がれば、障害のある人の人権問題に一步踏み込めるに違いない。

精神障害のある人に対して恐怖心をもつと答えている回答者が 59.9% に達したこと（同、p. 44）は、多くの市民と障害の問題との距離を示しているように思う。恐怖心の多くは知らないことに由来すると言われる。精神障害のある人との直接的な関わりがないまま、精神障害のある人は怖いというイメージがすり込まれた結果なのではないか。人と人との関わりの中から、障害のある人たちに対する心理的バリアを取り除き、障害の問題を自分事として捉える機会をつくるために、障害のある人も含めて、多様な市民が相互に知り合い、学び合う条件づくりが必要なのではないだろうか。

3 エンパワメントの当事者

属性ごとのクロス集計を読むと、障害のある回答者の人権問題に対する意識の傾向の一端を推測できる。

障害のある回答者は、障害のない回答者よりも、子どもの教育格差（同、p.43）、高齢者の住宅への入居拒否、行動の自由の制限（同、p.48）への感度が高い。こうした人権問題は、障害のある回答者が直接経験したことのある内容であり、当事者性の高い問題なのではないかと推測できる。直接的な体験が人権問題への感度を高めることから、人権問題の解決や改善にあたって、当事者性の高い市民の活躍が期待される。障害のある市民がもつ高い当事者性の範囲は、障害のある人の人権問題に限定されず、子どもの教育格差や高齢者の住宅問題や行動制限にまで至る。障害のある市民が人権問題に関わる行動に参加することで得られるメリットが示唆される結果だといえる。

しかしその一方で、障害のある回答者は、障害のない回答者よりも、「多動の子どもは、じっとしていることができるようにならなければならない」と考える人が多く（同、p.46）、子どもへの体罰を容認する傾向も強い（同、p.42）。また、性的少数者の人権（同、p.52）、外国人の通称名の強制（同、p.60）、ヘイトスピーチ（同、p.63）、同和問題（同、p.69）、ジェンダー問題（同、p.40）といった人権問題に対する感度が低い。その原因として挙げることができるのは、障害のある市民の体験機会や学習機会の不足である。障害のある回答者は障害のない回答者よりも、学校で人権問題を学んだ経験がない人が多いことが示されている。学ぶ機会の不足は、他者の人権問題への認知を鈍らせ、社会通念からの影響を強く受けるのではないだろうか。

のことと関わって、障害のある回答者のほうが、障害のない回答者よりも自己責任指向が強く、また人権問題の公的解決への期待が大きい点も気になる。障害のある市民が、市民どうしで支え合う社会に対する期待が少ないということか、あるいはそのような社会をそもそもイメージできないということではないかと推測する。生活の質を高めるために市民どうしの支え合いが豊かにあることが望ましいが、そのような社会に向かうためには、市民の社会に対する信頼が不可欠であることが推察されるデータである。

4 出会いと学びの機会創出へ

以上述べてきたことに基づいて姫路市政に対して提言を行うとすれば、次の2点に要約できる。

第一に、障害のある・なしに関わりなく、多様な市民どうしが出会い、相互に関心を抱き合い、学び合う機会を増やす政策の推進である。

例えば、公民館などの公共施設での事業や学校開放事業などで行われているプログラムやイベントに、障害のある市民の参加を呼びかけていくことによって、市民どうしが自然に関わりあうことのできる環境醸成が期待される。そのためには、障害福祉部局の積極的な関与、事業運営者の研修、障害者福祉事業所等との連携、障害のある市民に届く情報の発信などの動きをつくっていくことが必要となる。こうした動きを創出する主体の欠如も課題となっている。社会教育主事講習修了者が社会教育士として活躍できるようにすることが模索されており、こうした流れを利用して、生涯学習課のイニシアティブのもとで、取り組みを自発的に進める市民を見つけ、育てることも視野に入れるとよいのではないかと思う。

また、障害福祉部局の関連事業に、他部局が協力することで、広く市民が学び合う機会を創出していくことも検討したい。第6期姫路市障害福祉推進計画（2021年3月）の重点目標5は、「障害のある人の権利擁護の推進」とされており、“障害に対する理解不足により障害者差別が生じる場合があるため、個別の障害特性など障害についての知識や理解を深めるための啓発活動を進めるとともに、「障害による差別的取扱いの禁止」、「障害者の要請に対する合理的配慮の提供」など障害者差別解消法の趣旨について継続的な広報により、周知を図る必要”があると述べられている。さらに具体的に踏み込んで、“障害に関する意識や理解の向上を図るため、「障害者週間事業」をはじめ、啓発用品の作成・配布、各種イベントやこども手話教室等を開催することで、障害に関する意識や理解の向上を図ります”とも書かれている。

障害福祉の文脈で、障害のない市民が障害理解を深める機会を創出することも重要であるが、この枠組みは障害／非障害の二分法的な構造を強化しがちである。せっかくのイベントも、「障害者のためのイベント」という色分けをされてしまいがちである。障害のある市民を含む多様な人たちどうしが学び合うことのできる環境の醸成を企図することも肝心だと思う。そのためにも、部局をまたいだ連携によって社会教育関係の社会資源等を活用することが有効だと考える。

第二に、障害のある市民が人権問題について学び、他者と連帯する機会を創出する政策の推進である。

問題の当事者は、人権状況を改善するための大きな力になる。とはいえ、その当事者が問題状況を的確に捉え、言語化し、他者に伝える手段をもつことは容易でない。当事者どうし集まりを継続的にもち、他者とのコミュニケーションを通して発信力を高めていくことは、市民の意識や行動に変化を与える有効な契機になる。そのためには、生涯学習課や社会福祉協議会などが率先して、障害のある市民が集まって語り合う場をつくっていくことが有効である。こうした場で障害のある市民が発信力を高め、各種の行政委員会や自立支援協議会等の公的な協議体の委員等として登用されるなどすると、障害のある市民の人権状況は大幅に改善されることが期待される。

2020年度から、兵庫県教育委員会と神戸大学を中心に、障害者の生涯学習コンソーシアムを組織し、県内の障害者の生涯学習推進政策を遂行している。このコンソーシアムで、知的障害のある県民を対象にアンケート調査を行ったところ、学ぶ意欲や時間は豊富にあるにもかかわらず、学ぶ機会が乏しいために、自由時間を無為に過ごしている傾向が調査結果に如実に表われた。そのデータに基づいて、学ぶ機会の情報収集と発信、生涯学習実践の開拓、関係者の研修機会の充実などの取り組みを行っているところである。

例えば、障害のある人たちの学びの場の情報を必要な人たちに届けるアプリを開発し、運用している。(兵庫県障害者生涯学習実践アプリ <https://plain-verse-2997.glideapp.io>) このアプリをさらに発展させ、また学校や障害者福祉事業所、ケースワーカー等を通して、障害のある市民の学ぶ機会の保障に役立てようとしている。

また、博物館などの公共的な学習施設と障害のある市民とをマッチングして、それぞれの施設が障害のある市民に効果的な学びを提供できるようにするためのコミュニケーションのコーディネイトに着手している(ミュージアムインクルージョン・プロジェクト)。

このようなコンソーシアムの活動を通して、障害のある・なしに関わりなく、多様な市民どうしが出会い、学び合う機会や、障害のある市民が集まって語り合い、発信力を高めていく機会などについても、先駆的事例が集まってきた。姫路市もこの動向に積極的に参画し、障害のある市民の学ぶ場の開拓や発展に取り組む方向で検討されることを期待したい。

人権教育・啓発の発展に向けた施策の実現

元姫路市立琴丘高等学校校長 吉田 善太郎

はじめに

姫路市は、1970年（昭和45年）に同和地区実態調査を実施し翌年に調査結果報告書を発刊し「同和問題解決のためには長期総合計画の策定が必要であり、このためまず地区実態調査を実施しなければならない」として問題解決に向けた実態把握の必要性を基本的な考え方として示した。

また、1982年（昭和57年）12月には「姫路市地域改善対象地域意識調査」を実施し「姫路市がこれまで実施してきた行政施策に対して、地域住民の意見、考え方を把握し、過去13年間の総括をするとともに、今後の施策の在り方に関する科学的基礎資料を得ることを目的」とした。そして、報告書が翌1983年10月に発行された。その中でも「本市が今までに実施してきた行政施策に対する地域の方々の意見、考え方（住民意識）を調査することによって行政効果を知り、今後の行政的施策の在り方に関する科学的基礎資料を得ることを目的」として報告書が作成されたことを明らかにして、同和問題（以下、部落問題という）解決に向けた施策の科学的資料の把握を行った。

こうして姫路市では、「同和対策事業特別措置法」が公布施行されて以来、同和問題の解決をはかるため各種事業を積極的に推進してきた。こうした取り組みを元に部落問題解決のための「長期総合計画」や個々の施策が実施されてきた。そして、2002年の「同和」対策関係の特別法が失効した後も、2011年度から「人権についての姫路市民意識調査」を実施し、人権課題の解決に向けた取り組みを進めてきている。

そして、2016年には「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、「推進法」という）が制定・施行され、新たな段階における部落問題解決の取り組みが進められるようになった。その中で、国は、あらためて人権教育・啓発の重要性と、課題解決に向けた相談体制の充実及び実態調査等の実施について地方自治体の協力を得て取り組む必要性が求められた。同時に、総務省は「依命通知」を出し、調査の実施にあたっては「新たな差別を生まない」ことに留意するよう求めた。

今回の「提言」にあたり、「推進法」の積極的な活用と「依命通知」を考慮した地方自治体としての対象地域生活実態調査の実施を求める。

いうまでもなく、「依命通知」は「新たな差別を生まない」ことを前提に実態調査を行うことを可能にしている。隣市たつの市は「推進法」施行後、一般市民及び対象地域住民を対象に生活実態調査と意識調査を実施した。結果、「新たな差別を生む」ような事態は起こっていない。

今回の調査（2021年度）も含め意識調査結果を踏まえた人権教育・啓発の施策の推進と合わせて、さらに調査結果に表れた意識を生み出す背景について、それぞれの生活実態に迫る調査が必要である。個別的な人権課題についてもそれぞれの当事者の生活実態を踏まえて「Nothing About us without us」（私たちのことを私たち抜きで決めないで）を基本に具体的な課題解決に向けた人権教育・啓発の施策が求められる。

忌避意識の克服を

今回の調査(2021 年度)において最も最も特徴的なのは、同和地区に対する忌避意識の高さである。

今回の調査(2021 年度)では、「もしあなたが家を購入したりマンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区や同和地区を含む小学校区内の物件は避けることがあると思いますか。あなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。」という質問に対して、「1 同和地区の物件だけでなく、同和地区を含む小学校区内の物件も避けると思う」(以下「完全忌避」という)、「2 同和地区の物件は避けるが、同和地区を含む小学校区内の物件は避けないと思う」(以下「局地忌避」という)、「3 いずれにあってもこだわらない」(以下「忌避なし」という)、「4 わからぬ」(以下「判断忌避」という)の 4 項目の選択肢が用意された。1 の「完全忌避」は 16.7%、2 の「局地忌避」は 21.5% で、選択肢の 1 と 2 を足した「忌避」は 38.2% となり約 4 割近くの人が「避ける」を選択した。一方「忌避なし」は 20.0% で「避ける」の約半数、そして、最後の「判断忌避」は 31.9% である。

以上の結果は、今日においても 4 割を超える人々が「忌避意識」表明していることになり、現実の「利害」に直面した場合に「4 割」の確率で同和地区が忌避され、不動産取得という経済活動の重要な領域において自由競争の枠からはみ出されることを意味している。そして「判断忌避」層が約 3 割も存在する。つまりこれは「(その場になってみないと)わからない」層なのである。こうした層が「利害に直面」した時に積極的に「忌避なし」を選択することは考えがたく、どちらかといえば社会意識の趨勢(すうせい)(「家意識・伝統慣習意識・世間同調意識」などにも影響されて)に従つて「忌避」の方向に働くことは充分考えられる。そのように考えれば実に「7 割」近くの人が同和地区を忌避する結果になる。自らの財産形成は個人の自由選択に任されるが、このような忌避状況は、まさに「選択の自由という名の差別」を醸し出していると言える。

忌避意識の再生産

しかもこのような傾向は前回調査(2016 年度)、或いは部分的に前々回調査(2011 年度)からも殆ど変化がないということである。

前回調査では、同和地区を含む小学校区も避ける「完全忌避」は 19.6%、同和地区のみ避けるの「局地忌避」は 21.5%、で両者を合わせると 41.1% であった。また前回調査から新設された「わからない」の「判断忌避」は 29.8% で、実に「7 割」をこえて同和地区の忌避的傾向を示している。

さらに、前々回調査では、「完全忌避」が 18.7%、「局地忌避」は 43.7% と高く、両者を合わせた忌避は 62.4% と 6 割を超えていた。このときは「わからない」の選択肢がなく「こだわらない」と回答した人が 33.9% であった。

つまり、前回調査で「わからない」を設定した結果、「局地忌避」と「こだわらない」の回答者が「判断忌避」に回ったことがうかがえる。一方で「判断忌避」をした人に若い層が多く、「避ける」を選択した層に 40 代から 50 代の層が多いという傾向は、直接「利害」に直面しているかどうかに依るところも大きい。

何れにしても、こうした「忌避」の傾向は 10 年以上にわたって大きな変化を見ていないことと、年代が推移しても同様の傾向を示すことは「忌避意識」そのものが再生産されていると考えられる。

忌避意識の背景

前回調査からこうした忌避意識の背景についても聞いている。

選択肢の「避ける」を選択した人に対してさらに「1 こわいイメージがあるから」「2 自分も同和地区出身者と思われるから」「3 周りの人から避けたほうがよいと言われるから」そして「4 その他」を設定し「避ける」理由について自由記述を求めている。選択肢はいずれも主観的傾向が強く表れているが、1の「偏見」は41.2%、2の『みなされる差別』の回避は33.8%、3の「世間同調」は36.6%、そして4の「その他」が12.2%となっている。同様に前回調査の傾向を見ると、それぞれ、1が40.9%、2が33.8%、3が37.5%、4が13.1%であり、殆ど変化がない。

また、忌避傾向の「その他」を選択した人の自由記述では、「偏見・差別に基づく理由」や「差別されることを避けるため」などの記述も多く、なかには「環境が整っていない」「皮革産業の存在」「土地の経済価値」等を挙げたものもあり、忌避する理由が具体的になっている。

この傾向は、前回の「その他」を選択した人の自由記述でも「子育ての環境がよくない」、不動産の「資産価値」「売却する時の価値が低い、次に売れない」「同和地区は発展性がないから」「水害などの災害が多発する地域に追いやられていることが多いいため」を挙げている。

このように忌避の背景にあるものは、「偏見」や「イメージ」といった主観的な理由に見えるようでも「感情にも動機がある」と同様に忌避理由のいずれをとっても忌避すべき理由を生み出す「実態」が存在し、その「実態」に対する「選択的反映」としての「忌避意識」として理解できる。同時に、それぞれの回答者の置かれている社会的関係とそれによって生み出される人間関係から「忌避意識」が生まれているということも理解する必要がある。その意味で、人権教育・啓発の施策を立案するにあたってもこうした「忌避理由」を生み出す背景の正しい理解と「実態」を前にして「避けない」判断をもたらす施策が求められる。

忌避理由の背景に迫る人権教育・啓発の施策を

その意味で、最初に述べた姫路市が実施した生活実態調査は「人口と世帯」「職業・労働」「教育」「生活水準・暮らしむき」「定着性」「住宅関係」の大きな項目に従って実施されたものであるが、結論は「生活の水準における格差の存在は明確である」と同時に「姫路市の同和地区も、未だに社会的に孤立または隔離されており、この基本的制約から生じる経済的困難によって、平等であるはずの人間が不当な苦しみを日常苦しんでいる地域である」と概括した。

約半世紀前の調査による実態把握とは言え、こうした厳しい状況が同和地区を忌避する要因になっていると考えることは容易に推察することは出来る。1965年の「同和対策審議会」答申(以下、「同対審」答申という)と1969年の「同和対策事業特別措置法」の施行、さらにその後の「同和」対策立法による国策の展開によって、同和地区の生活環境等は著しく改善されたと言われる。しかし、この間の日本社会の発展は一般地域をも目覚ましい発展の中にあり、同和地区的発展も、一般社会の発展に対して一定の相対的格差を持って推移しているに過ぎず今日においても一定の格差の元に置かれていることは想像に難くない。何故なら、平成5年に行われた総理府の「同和地区実態把握等調査」結果や近年の京都市における調査、さらには大阪での調査、直近ではたつの市における生活実態調査等の結果を見てもそうした傾向が示されているからである。

このような中で、今日において、「差別をしてはいけない」ということはもはや道徳化しており、次の「差別を許さない」行動への転化をもたらす人権教育・啓発及びそのための施策が求められている。そのためには、「自分は差別をしない」という主觀に頼る施策から、課題解決に向けた自ら

の人権課題に対する「主体性」を形成する人権教育・啓発は喫緊の課題である。

2023年6月、東京高等裁判所は「全国部落地名一覧」の公開を巡る裁判の結果として、「差別されない権利」が認められた結果、今後の人権教育・啓発は「差別を許さない」行動への変化をもたらす施策でなければならない。そのためにも、様々な研修会への参加機会を創造し、とりわけ、若い年代層の積極的な参加がもたらされるような工夫が必要である。

おわりに

以上、部落問題(とりわけ「忌避意識」を取り上げて)を中心に姫路市における人権教育・啓発についての施策の提言を行ってきたが、「同対審」答申が述べた「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利(※注)と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」との基本認識と「近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。」という解決への方向性を確認し、人権教育・啓発に関わって「心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長」し「この相関関係が差別を再生産する悪循環」を生み出しているという指摘は今日においても一定の意義を持っている。

その意味で、あらためて「差別が生まれるのは人間関係からではなく、所有関係、生産関係、生産過程を通じて映し出される社会的関係からである」という考えに基づき、人間関係の反映として現れる社会意識の源泉を明らかにする生活実態調査の実施を求める。

このことは、「同対審」答申の示した問題意識を現実的に解決する手段でもあると考える。

同じことの繰り返しになるが、それぞれの人権課題において、社会的位置づけの反映として、人間関係において差別が生まれるという関係から、単なる、人権教育・啓発の施策に留まらず、こうした社会的位置づけの変革を迫る(このことが市民的権利を具体的に保障することになる)施策をすべての行政分野において実施できるよう、「人権」を横軸にした施策の実施を求める。

そして、施策には予算を伴うことは必然であるが、これまでの「予算の位置づけに差別がある」と評される予算配置から「人権保障を主軸にした予算配置」に転換することによって「市民の人権意識が飛躍的に発展・向上」が図られるよう期待したい。市民生活の向上に向けて、市民の人権意識を高めることは有効であることは言うまでもなく、お互いが幸せになる近道もある。

最後に、蛇足的ではあるが、調査結果が大枠において前回調査或いは前々回調査と「変わらない」ことを踏まえ、前回に提言した内容の一部を若干修正して改めて示しておく。

○人権問題への関心を高めるための提言

- ①関心の低い人権課題に焦点をあてて、年次計画で人権教育・啓発活動において、「自らの問題として感じられるようなテーマ設定」を行うなど、新たな手法を導入した取り組みを提示する(施策として示す。以下同じ)。
- ②そのために、「校区人権教育」の学習スタイルを積極的に活用し、幅広い課題設定を提示する。
- ③個別的な人権課題の解決に向けた法律が施行されており、姫路市におけるそうした課題の現状把握のため、個別の「生活実態調査」を行うことを提示する。
- ④そして、今回の調査(2021年度)結果を基に各地域や学校・関係機関等において「市民総学習運動」を具体的に施策として提示する。

○人権問題に関する法律・知識等を高めることへの提言

- ①学校教育及び社会教育等の関係機関の連携を充実させ、人権問題の法律・知識等の学習機会を増やす取り組みを提示する。
- ②そのために「姫路市教育振興基本計画」における「人権教育」の比重を高め、学校・地域・行政が一体となった取り組みやシステムの構築を提示する。
- ③行政関係者や教育関係職員等の人権意識の向上を図る組織的な教育・啓発体制を具体的に提示する。

○同和問題に関する提言

- ①部落差別解消推進法に則り、早急に同和地区の生活実態調査の実施を提示する。
- ②加えて、「同和地区を避ける」根拠になっている「こわい」イメージや「避けた方がよい」「自分も同和地区出身者と同じようにみられる」等の理由についてより詳細な調査の実施を提示する。
- ③また、このことが何故「避ける」結果に結びつくのか、ということについてその原因を明らかにする詳細な調査を行うことを提示する。

○人権啓発センターの認知度向上と活性化への提言

- ①啓発センターの「企画・展示」活動等について、計画段階も含め市民参加を提示する。
- ②新たな人権教育・啓発手法を提示する。具体的には「ヒューマンライブラリー（「人権図書館」的なもの）」や「スタディーツアー」の企画・提案等を提示し、地域文化の掘り起こしを促す取り組みを提示する。
- ③「啓発センター友の会」等の名称で人権教育・啓発活動の市民参加によるサポート体制の構築を提示する。
- ④人権啓発センターが「センター・オブ・センター」として機能できるよう、各地域の総合センター・集会所との情報共有化等、組織的な取り組みを提示する。
- ⑤姫路市内の高等教育機関等との組織的連携を提示する。

以上、今後の姫路市における人権教育・啓発事業の発展を願っての提言とする。

※注 市民的権利

市民的権利とは、近世封建社会から近代市民社会に移行する段階ですべての国民に保障されなければならない権利のこと、その内容は、就職の機会均等の権利、教育の機会均等の権利、居住移転の自由の権利のことを指す。我が国では、いわゆる徳川幕藩体制であった近世封建社会から、大政奉還及び版籍奉還等を経て天皇制に基づく明治政府が成立し様々な改革を行うことによって近代市民社会に移行した過程をいう。最終的には1871年(明治4年)の8月28日の太政官布告によって「穢多・非人等の称を廃止…」という、いわゆる「解放令」を以て旧来の身分制は廃止され法制上平等となった。この時点でわが国は制度上は近世封建制社会から近代市民社会に移行したのである、この時点で明治政府によってすべての国民に先に見た市民的権利が具体的に保障されなければならなかつたのである。

今日ではこの市民的権利を日本国憲法で規定される「基本的人権」と同様に捉えられているが、歴史的関係において本質的に異なった権利なのである。

つまり部落問題の完全な解決に向けて保障されるべきは市民的権利の保障なのである。内容は、先に見たように、就職の機会均等の権利、教育の機会均等の権利、居住移転の自由の権利であり、答申ではさらにこれらの権利のうちでも就職の機会均等の権利の保障が最も重要な権利として位置づけられているのである。

「人権についての姫路市民意識調査結果」を踏まえて

姫路市教育委員会スタディーサポーター 金川 香雪

1 はじめに

2011 年に開始した 5 年ごとの意識調査の 3 回目が 2022 年の 2 月に行われた。10 年間で人々の意識や行動に変化があったのか、姫路市の人権に対する取り組みや啓発活動を振り返る時期にきていると考える。

今回は 18 歳以上の人口 447,163 人の中から前回同様 3,000 人が無作為抽出された。そのうち外国人市民は 65 人（前回より 4 人増）で、10 人の回答が得られた。内訳は、韓国・朝鮮 2 人、中国 1 人、ベトナム 3 人、台湾 1 人、ネパール 1 人、フィリピン 1 人、インドネシア 1 人であった。

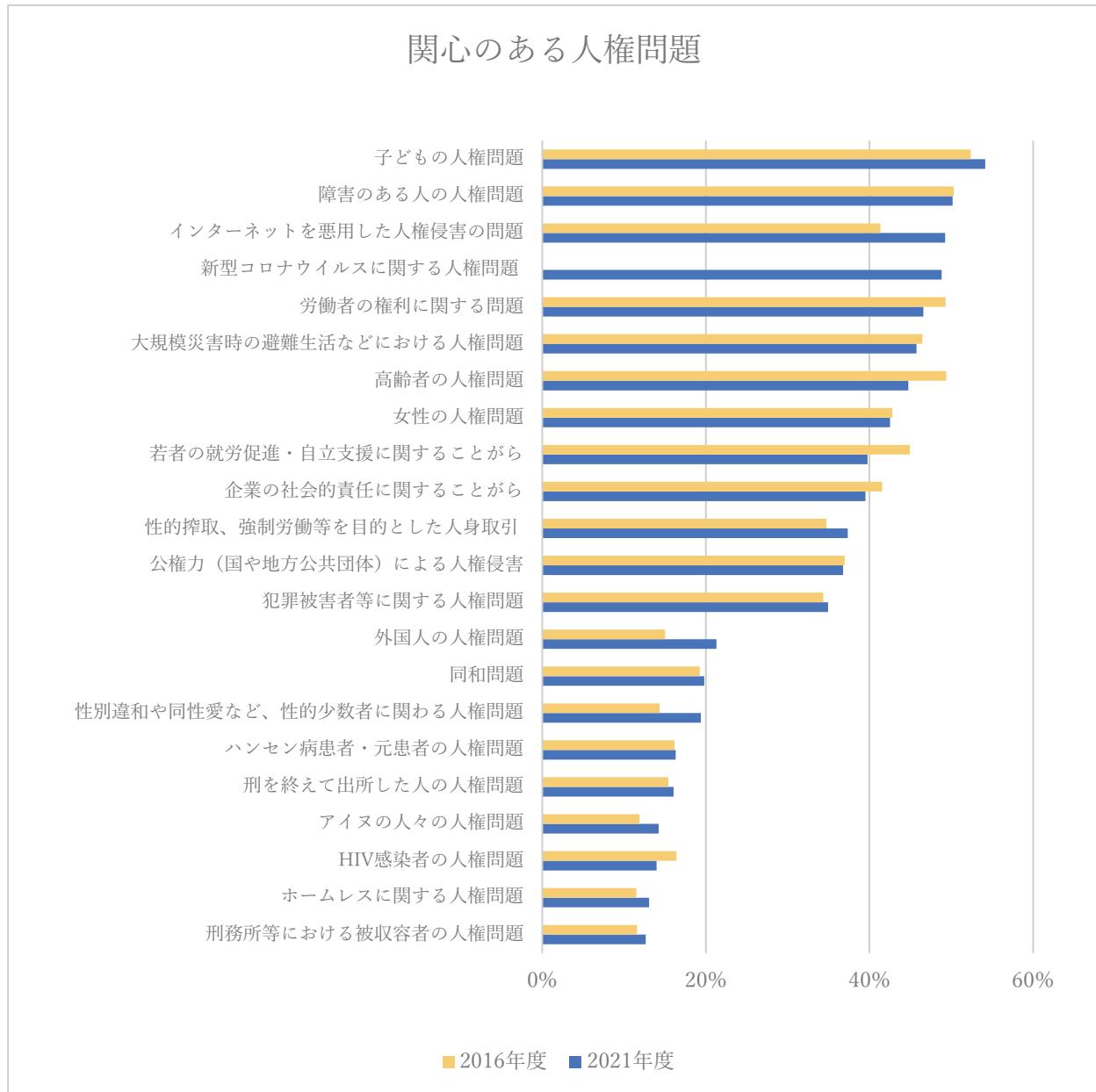
3,000 人中 1,202 人の回答があった。前回は、1,304 人の回答があったのに、今回は 102 人減少している。これをどのように捉えるか。一概には言えないが人権に対する関心が薄れてきているのであれば、前回の提言をもとにした取り組みや啓発活動が 5 年間の間でうまくいっていないのではないかと考えることが出来る。

どうしたら、より多くの人の意見を聞くことが出来るのか。アンケートを送るだけでは難しい現状が浮かび上がった。すべての人に対する配慮が必要だと前回述べたが、今回も前回と同じような方法で行われたとすると改善できなかったということで、提言しきれなかった自分に腹立たしい限りである。人権に関するアンケートには、一番大切な人権の視点を持って臨まなければならぬのではないか。難しい言葉や漢字をやさしい日本語に置き換えたりすることから考えないといけないと反省している。分からぬことがあっても、わざわざ人権啓発センターに問い合わせする人は少ないと思う。外国人市民のための翻訳も不十分である。

2023 年 4 月に「姫路市立あかつき中学校（夜間中学）」が開校されて、現在は様々な年齢や国籍の人が「学び」を求めて通っておられる。今後益々姫路市は多様性社会の中で、人権を核にした中核市へと進んでいかなければならないのである。今回の意識調査が、これから住みよいまちづくりに生かしていくように願って、今回も私が関わっている外国人市民や子ども達に対する項目について注目して考えた。

2 人権問題に関する関心・知識について

前回の2016年度と今回の2021年度の「関心がある」という回答を下記のグラフで比較してみた。今回は、新型コロナウイルスの流行による新たな課題も出てきている。



2016年度と2021年度を比べてみると、障害のある人の人権問題、公権力による人権侵害、ハンセン病患者・元患者の人権問題はほとんど意識の変化が見られない。

子どもの人権問題やインターネットを悪用した人権侵害の問題、性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引、犯罪被害者等に関する人権問題、外国人の人権問題、同和問題、性別違和や同性愛など、性的少数者に関わる人権問題、刑を終えて出所した人の人権問題、ホームレスに関する人権問題、刑務所等における被収容者の人権問題、アイヌの人々の人権問題は関心度が増えている。SNSでの誹謗中傷で自殺した女子プロレスラーについてマスコミで取り上げられていたためか、インターネットでの人権侵害についての関心が高くなっている。インターネット上で様々な差別や中傷が後を絶たない中、同和問題に対する関心は少し上がったものの、大きく高ま

ったとはいえない。だからといって、差別がなくなったわけではない。外国人の人権問題に対する関心も上がっている。これは、入管で亡くなったスリランカ人のウィシュマさんの事件や、ウクライナとロシアの戦争について人々の関心が高まって難民問題や外国人の人権について考えることがあったからだと思われる。性別違和や同性愛など、性的少数者に関わる人権問題に対する関心も増えている。身近な問題として捉えられるようになってきたのではないか。アイヌの人々の人権問題に対する関心も上がっていることは興味深い。日本に住むアイヌの人々に対してきちんと向き合うべきだと考えているのだと思いたい。また、犯罪被害者に対する人権問題や刑を終えて出所した人の人権問題については微増しているがまだまだ個々の問題として捉えられている部分があるのではないか。犯罪被害者の会の活動が認知され、国からの支援金の話がようやく進みだしてきた現状がある。

逆に、労働者や高齢者、若者、HIV感染者に対する関心は減っている。これは、対策が整ってきたというわけではないと思われる。人々が関心を寄せていることは、現在マスコミ等で取り上げられていることが多いのではないか。だとすると、人権問題に広く関心を寄せて知つてもらうためには、発信の方法を考えいかなければならないのではないか。

新型コロナウイルスに関する人権問題については、調査当時は、新型コロナウイルス流行禍で、予防接種や治療についての不安もあり、社会の不安感が充満していたので関心は高かったと思われるが、今日では、5類に移行し生活が通常に戻ったので関心度は変化しているのではないか。

正しい知識や情報を最新の方法で伝え広げていくことの大切さが身に染みた数年間であった。

若者達の人権意識を掘り下げ、理解を深めていくためにも今後もSNSでの情報発信に工夫が必要ではないか。また、高齢者のためには、居住地域内での丁寧な声掛けや情報提供の場が既存の活動の中で広がっていってほしい。

3 外国人の人権について

外国人の人権について、関心が高まったことは今後の日本や姫路市の動向と繋がっている。姫路市在住の外国人市民が多国籍化している。在日韓国・朝鮮のオールドカマーの人々の定住は根付いてきた。その次に渡日したベトナム、ラオス、カンボジア3国のインドシナ難民の人々。1996年3月に市内仁豊野にあった「難民定住促進センター」が閉所された後も、彼らに繋がる人々や結婚や技能実習生等新たに仕事を求めて来日するベトナム人や中国人、ネパール人、フィリピン人等のニューカマーの人々が増えている。市内の外国人集住地域の小学校では100人を超える外国人児童が在籍している。約5分の1が外国人ということになるが、これから姫路市は、どんどん多国籍化し多文化社会になっていくのではないか。その中で、自分の名前を日本名に変える子が増え、大人は必死に働いて永住権を取り日本で家を建てる 것을目標にしている。姫路に定住し、姫路市民として生きていこうとしている人が増えているが、共生が上手く出来ているわけではないような気がする。日本の文化や習慣や言語を理解し日本社会で生きていても、何かあれば困って助けを求める必要が出てくる。

姫路市に開設されている生活相談の窓口には、生活や学校、在留資格、仕事、健康等様々な相談が持ち込まれている。必要としている言語や時間や回数に限りがあり、必要な時に必要な人が相談できるとは限らない。市役所の中に常駐の言語相談員を置き生活相談だけでなく、各種の連絡文書の翻訳作成、発送業務に携われるようになると、必要なお知らせが手元に届き、困ることが減るのでないか。何年も言っているが予算化されないので、外国人市民が増えることが想像

できなかつたためか、彼らに対して同化を望んでいるからなのだろうか。暮らしやすくするために自分の大切な名前を日本名に変えたり、自分のアイデンティティを隠して生きたりする社会になってしまって良いのだろうか。人権を大切にした姫路市を作っていくためには外国人市民の困り感に寄り添わなければならないのではないか。ひいては、そのような考え方が姫路市に在住する様々な人々の幸福に繋がるのではないかと考える。

小学校や中学校では、県の子ども多文化共生サポーターや姫路市独自のバイリンガル支援員派遣という母語による支援を受けることが出来るが、保育所は教育委員会の管轄ではないので、細かな母語支援を受けることが出来にくく、大切な連絡が行き届かない現状があるので、市役所に常駐の何人かの外国語対応の相談員を置くことで問題はかなり解決できるのではないか。母語保持についても進めることができれば、自分のアイデンティティをしっかり持った大人になり、次の世代に向かって支援することが出来る人材が育つのではないかと思う。子どもに対する支援は未来に対する投資である。

4 おわりに

2023年4月に姫路市に「あかつき中学校」という夜間中学校が開校した。何らかの事情で義務教育時に学校に通えなかった人や、十分通えないまま卒業してしまった人、義務教育の年齢を超えて外国からやってきて日本の教育を受けたいと願う人等様々な人々が、学びたいという共通の思いを抱いて通っておられる。夜間に学ぼうというのは大変で強い意志が必要になってくると思うが皆さん生き生きと学ぶ喜びを感じておられる。その姿勢から、我々は多くのことが学べるし、学ばなければならぬと思う。「あかつき中学校」が今後どのような学校になっていくのか、人権の視点を持って市民全体で見守っていかなければならぬ。何故なら、夜間中学校の中にこそ、多様性が詰まっているからである。念願だった兵庫県で4校目になる夜間中学校が姫路市に出来た。今まで阪神間に3校あり通いたくても播磨地域からは通学が難しく、学びたいという思いを断念してきた人が何人いただろう。

以前、城東町補習教室に「勉強を教えてほしいんやけど。」と連絡してこられた年配の女性のことを思い出す。「外国人の子ども達が日本語や学校の勉強をしていますが、それでも良かったら一度見に来られませんか。」とお返事したきり、お会いすることもなかった。あれからずっと、夜間中学校が姫路に欲しい、学びたい人に学び直しが出来る場所が欲しいと思ってきたが、長くかかってしまいその方には間に合わなかった。やっと出来たのだから、広く市民の皆さんに関心を持っていただき、すべての人を大切にする教育をここ姫路で花開かせていきたいと切に願っている。

同和問題をはじめとするすべての人権問題を自分の目で見て考えて、自分事として捉えられるような人権感覚を磨いていくためにも、5年に1回行われる調査が重要な役割を担っている。

今回の市民人権意識調査が、反省と共に今後の姫路市の政策や行政に生かされ、我々の人権に対する意識を深め、姫路市が「住みたい街姫路」になっていくことを願っている。ただ、私の狭い範囲を見ての意見なので十分な検証になっていないのが申し訳ない。

「属性」による差別を乗り越える教育・啓発の必要性

姫路大学教育学部教授 和田 幸司

1 はじめに

2021年度「人権についての姫路市民意識調査」が行われた。本調査結果には、今後の人権教育事業・人権啓発に重要な視点が示されていると考えられる。

本提言では、筆者の共同研究（研究テーマ：「みなされる差別（属性による差別）を乗り越える」歴史授業の開発）の成果¹をふまえながら、政治的・制度的に編成された身分制で完結してきた従来型の人権教育実践ではなく、政治的・制度的な編成を前提としながらも社会動向を踏まえた人権教育実践の具体像を示しながら、今後の人権教育事業・人権啓発について提言をしていきたい。

2 注目される調査項目

『人権についての姫路市民意識調査結果報告書（以下、「報告書」と表記）』第13章の部落差別の現状認識を問う設問（問8）にて、5つの場面「日常の交流や交際」「就職」「結婚」「引っ越しや住宅の購入（同和地区を避ける人がいること）」「インターネットを介した同和地区の地名や所在地を明らかにするような書き込み」で、「差別があると思いますか」という問い合わせに際し、「明らかな差別がある」と「どちらかといえば差別がある」を合算し、差別が「ある」と回答した割合が多かった順は、「引っ越しや住宅の購入」（42.9%）、「結婚」（36.8%）、「インターネット上の書き込み」（27.9%）、「日常の交流や交際」（13.5%）、「就職」（13.3%）という結果であった²。

「報告書」によると、経年比較の可能な項目「日常の交流や交際」「就職」「結婚」を前回調査（2016年度）と比較してみると、「結婚」では4.6ポイントの減少がみられた。これまで同和問題解決への大きな課題とされていた結婚差別の項目において、4.6ポイントの減少がみられることは、これまでの人権教育事業ならびに人権啓発の成果として評価されるだろう。しかしながら、単純な経年比較ができないとしても、「引っ越しや住宅の購入」が21.7%（2016年度）から42.9%（2021年度）に、「インターネット上の書き込み」が15.5%（2016年度）から27.9%（2021年度）に大きく増加していることは今後の教育・啓発に新たな視点を提起していると考えられる。

それは「属性」による差別への教育・啓発の必要性という点である。これまでも「見なし差別」「見なされる差別」として、「忌避」する意識構造が課題とされてきたが³、さまざまな人権課題に「忌避」意識が関わっていることから、「属性」が身分差別に転化されない人権教育事業や人権啓発が必要になってこよう。

¹ 弘徳学園共同研究。その成果として、和田幸司・山内敏男・小林智美・岩本剛・長川智彦・田村由宏『『みなす』差別と向き合い看破する児童・生徒の育成をめざす授業開発』（『姫路大学教育学部紀要』第16号、姫路大学教育学部、2023年）に公開している。本提言内容は本論考から引用など行うものとする。

² 『人権についての姫路市民意識調査結果報告書』（姫路市、2023年）68頁。

³ 奥田均『見なされる差別』（解放出版社、2007年）など、奥田氏の諸論稿がある。

3 近世被差別民研究からみた「見なし差別」「見なされる差別」

柴田一氏は岡山藩の職人を事例として、〈タテ〉の差別観念（例：「家大工」と「船大工」）は比較的払拭しやすいが、〈ヨコ〉の差別観念（例：「常の大工」と「よごれ大工」・「金具鍛冶」と「よごれ職人」）は執拗に残存していくことを明らかにした⁴。

氏が論じている〈ヨコ〉の差別観念が、本稿で論じている「見なし差別」「見なされる差別」として変遷していく性質のものであり、具体的には岡山藩において「よごれ職人」が行っていた刑具の御用を「金具鍛冶」が輪番制で行うようになった際に、その役目を行うはずの金具鍛冶が刑具御用を「ケガレ」観念から忌避し、藩内から消滅していった事例が相当する。

同様の事例は、筆者の専攻領域である部落寺院史研究（被差別寺院史研究）においても散見される。例えば、播磨国において、被差別寺院の上寺となっていた寺院は、寛政9年（1797）に「汚穢不淨之寺」と社会的差別をうけ、その社会的差別からの解放を意図し、寺地移転を願い出している。この願書によれば、もともとは輪番制であった被差別寺院の上寺が質的差別を受ける存在に変化している⁵。さらに、畿内において顕著な被差別寺院の上寺であった寺内町に位置する「四ヶ之本寺」と呼ばれた寺院もまた、近世後期に被差別の立場からの解放を意図し、本山に願書と系図を提出するなどの動きを行っている⁶。両者は時代の変換点である明治維新期に寺地移転を行っている。

歴史的には、このような「見なし差別」「見なされる差別」として変遷していく質的差別（〈ヨコ〉の差別）は、「種姓（しゅしょう）」標識である宗旨人別帳（しゅうしにんべつちょう）や被差別寺院のみの本末帳である『穢寺帳（えじちょう）』がその差別の背景に存在している⁷。宗旨人別帳や『穢寺帳』が種姓観念を支え、「ケガレ」観念と結びつくことで、時代の転換点において「見なし差別」「見なされる差別」として顕在化したのである。

現在、人権教育事業や人権啓発は、「同対審」以降の同和対策事業によって大きな成果をおさめた。「報告書」第13章問8における「結婚差別」項目はそのひとつと捉えられるだろう。しかしながら、差別は「属人」的な性質から「属地」的性格を帯びてきている。今後の人権教育事業や人権啓発はこうした状況を踏まえ、「属性」による差別への取り組みを強化すべきと考えられるのである。

次節では、筆者らの共同研究事業で取り組んでいる一例を示し、本提言の具体例のひとつとして提起したい。

⁴ 柴田一「近世職人社会の差別観念—『上下』観念と『淨穢』観念—」（『吉備地方文化研究』12、就実女子大学吉備地方文化研究所、2002年）。

⁵ 「当國加古川西過半之穢村ハ御本山御直御門徒而御座候得共、御支配宗印等ハ御録所江御付属ニ相成、御堂衆輪番ニ相成、拙寺も一分ニ相加リ相勤候処、五代目寿西之世ニ至リ、拙寺一編ニ相片附候、但シ御堂達中闇引とやら、又ハ彼門徒之目安落札とやら、此儀不詳悉候、然ル星霜を経、末世ニ至り前願申上候通り、先祖之由緒も泯滅し、世上而ハ汚穢不淨之寺とも風聴仕者も有之哉ニ付、先々往還淨深く是を概嘆仕、寛政九年二月中他国江源正寺引地之御願仕候」（『留役所「播磨国諸記」』51番帳、西本願寺文書）とある。

⁶ 左右田昌幸「金福寺の『略系図』をめぐって」（『マンダラの諸相と文化』下、法藏館、2005年）。

⁷ 横田冬彦「近世の身分制」（『岩波講座日本歴史』第10巻、岩波書店、2014年）。拙稿「『本願寺末寺帳』における身分的特質」（『翰苑』2、姫路大学人文学・人権教育研究所、2014年）、同「近世身分の種姓的特質 -『火打村一件』を中心として-」（『政治経済史学』589、政治経済史学会、2016年）に詳しい。

4 「みなす差別」と向き合い看破する児童・生徒の育成をめざす授業開発

(1) 単元名 「中世社会と蟻丸」

(2) 単元の目標

○平安時代から室町時代の世の中の様子、人々の考え方について、殺生禁断令や放生会（ほうじょうえ）などの資料で調べ、この頃の世の中の様子を考え、表現することを通して、社会の不安や怖れを解消するための人々の考え方、生死にかかわる仕事を忌避していたことを理解できるようにするとともに、主体的に差別を解決していくこうとする態度を養う。

(3) 指導計画

段階	時	主な学習活動	予想される反応と獲得される知識	資料
1	1	<p>◇ひらがなが生まれた時代を知る。</p> <p>○ひらがなはいつ生まれたのだろう。</p> <p>○なぜ、漢字があるのにひらがなが創られたのだろう。</p> <p>◇望月の歌から貴族（藤原道長）の社会について知る。</p>	<ul style="list-style-type: none">・平安時代、今から1200年ほど前に誕生したと考えられている。・ひらがなは漢字をくずした字だそうだ。・男性が仕事で用いるのは漢字であり、ひらがなは主に私的な場面で、あるいは女性によって使われる文字とされた。・和歌では気持ちを読みやすいひらがながつかわれた。・天皇に近づき祖父になることで政治の力を得た。・天皇に近づくためには娘に教育をして和歌がよめなくてはいけない。・天皇に近づくためにはライバルより優れていないといけない。	中学歴史資料 教科書の図版など
2	2	<p>◇蟻丸の事例から障がいがある人に対する平安時代の人々の接し方を知る。</p> <p>○蟻丸は（他でもない）天皇の子どもなのになぜ、遠ざけられたのか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・目が見えないと京都から追い出される。・タタリやけがれと感じる人や生き物、ものを遠ざけていたのではないか。・障がいがある人を遠ざけるのはおかしい。よくない。差別だ。	蟻丸に関する資料 非人に関する資料 放生会を推奨する逸話（『日本靈異記』中巻の5）

		<p>○私たちにとって変な感じはしないのか。変な感じがするとすれば何か。</p> <p>○なぜ（他でもなく）そうして人を遠ざけようとしたのか。</p> <p>◇非人が遠ざけられた背景や影響を知る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いやなものわからないことを避けることは今もある。 ・非人は貧しい人、没落者の意味を示している病気の人や障がい者は避けられた。 ・自分たちにとって恐ろしいもの、異質なものは遠ざけられていった。だんだん差別されていく。 	<p>職業差別の起点 （『類聚三代格』卷17）</p> <p>狩猟を禁じる法令（『類聚三代格』卷1）</p>
3		<p>◇武士が登場した時代を知る。</p> <p>○武士は、なぜ、登場したのか。</p> <p>○平氏と源氏はどのようにして力をつけたか。</p> <p>○どのような条件で生き物を殺してはいけない命令が出たのか。</p> <p>○なぜ（他でもなく）生き物を殺さない命令を出す必要があったのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貴族が都で華やかな生活をしていたころ、地方の有力者は自分の領地を守るために武芸にはげみ、武士、やがて武士団となった。 ・武士団の中で力の強かった平氏と源氏が戦い、平清盛を中心とした平氏が政治の実権を握ったが、平氏に不満がある武士たちは源頼朝のもとに集まり平氏を滅ぼした。頼朝は鎌倉に幕府を開いた。 ・自分たちの土地支配を確定する時や「全国社寺が元の降伏を祈願し、寺社は殺生禁断令を出し清浄したい」と考えた時 ・生き物を殺すとタタリが起こると考えられ、生き物を殺さない事が命じられた。 ・生き物を殺す仕事に従事する人を遠ざけることで、タタリが起こらないと考えていた。 	<p>武士の生活に関する資料</p> <p>殺生禁断令・放生会の件数(峰岸純夫「日本中世の身分制研究をめぐって」『部落問題研究』71)</p> <p>大陸からの差別観が日本に定着する事例（『塵袋』）</p> <p>生き物を殺す仕事と差別にかかる資料</p>
3	4	○タタリは誰に対して起きると考えられたのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・処刑を命令した人（権力者）ではなく、処刑をした河原者にたたっている。 	河原者が行刑役をする事例（『蔭涼軒日録』長享2年8月11日条）

	<p>○仕事に関する差別について、先人たちはどう考えていたのか。今でも同じような考えは起きるか。</p> <p>○生き物を殺す人たちへの差別を例に今の私たちの生活から考えると変な感じがすることはあるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・やはり仕事によって差別るのはいけないのではないか。 ・人がやりたがらない仕事はやっぱり自分もしたくないのではないか。 ・仕事をしている人を差別することは、どんな仕事であってもいけないのでないか。 <ul style="list-style-type: none"> ・やっぱり、差別を感じることはある。 ・いじめも、昔にあった差別に似ているのではないか。 	庭者の差別への強い批難（『鹿苑日録』延徳元年6月5日条）
--	---	--	------------------------------

本授業設計では、第1段階「状況の把握・『差別』の発見」、第2段階「（『属性』への）『差別』にかかる背景・条件・意図の理解」、第3段階「継続と変化の把握・歴史的意義の説明」という段階を設定している。以下、共同研究（研究テーマ：「見なされる差別（『属性』による差別）を乗り越える」歴史授業の開発）の成果から、その内容を引用する⁸。

第1段階では、はじめに学習対象とする時代にかかる状況の把握を行う。具体的には教科書を使った時代の個別的・具体的な出来事や人物についての理解となる。次に、学習の俎上に載せる資料を提示し、個人や社会に立ち現れた「差別」にかかる違和感（不当性）に気付かせ、差別を発見させる。

第2段階は、「差別」にかかる背景や影響の理解を進める段階である。発見した「差別」が現代社会への問題提起となるかどうかを問い合わせ、学ぶ意味を生起させることをねらい、なぜ、平等であるはずの人間が差別的な扱いを受けたのかを問う。児童生徒に問いかける手がかりとしては背景（「なぜ、（他でもない）差別が起きたのか」）や条件（「なぜ、（他でもない）差別が起こったのか」）、意図（「なぜ、（他でもない）そうした差別をしたのか」）を求める問い合わせである⁹。これらの問い合わせを組み合わせることにより、単に個人が差別を受けていることへの気付きにとどまらず、身分ごとの集団としての「属性」により生活が営まれ同時に支配を受けていたことを理解すると同時に、「属性」が身分差別に転化していったことによる不当性への気付き、すなわち学ぶ意味の獲得が期待できる。

⁸ 註1と同じ。

⁹ 背景、条件、意図を問う問い合わせの有効性については、森才三「社会科授業における「なぜ」発問の実践方略－『問い合わせの対象』と『問い合わせの観点』に注目して」（『社会科研究』82号、全国社会科教育学会、2015年）13～24頁の知見を取り入れた。

第3段階では、「属性」への「差別」にかかわって現代社会に類似していること断絶していることは何かを問い合わせ継続と変化を検討することで、継続していれば、現代社会に影響を与える部分は何か、断絶しているならば、現代社会でも起き得る「差別」ではなくたのは何かを問う。そして、差別の起源とともに、道徳とも連携し、「差別」について私や現代社会にとって意味することは何かを問い合わせ、歴史的意義を説明する段階である。ここで重視したいのは、継続と変化の双方について検討を行い、それについて学習者が考える重要度、すなわち歴史的意義を導出、説明することである。説明に際しては、悪と決定して思考停止に陥らせないように助言することで、開かれた判断、つまり児童生徒個々がなぜ「差別」と考えるのかそれぞれの言葉で説明することをねらっている。

5 おわりに

本提言では、「属性」への差別、「見なし差別」「見なされる差別」への教育・啓発の必要性について、近世被差別民研究の成果、具体的な授業実践案を通して論及した。

今後の部落差別解消に向けての教育・啓発では、「属人」的な教育・啓発から「属地」的な教育・啓発が必要になってこよう。このような差別構造のひとつである「忌避」意識の差別解消は、すべての人権課題の解決のために取り組む必要があると考えられる。

本提言では、差別構造のなかに定置している「忌避」意識の解消のための筆者らの共同研究の取り組みの一端を紹介したが¹⁰、こうした研究の積み重ねが姫路市の人権尊重のまちづくりに寄与できれば誠に幸いである。

¹⁰ 註1と同じ。

「人権についての姫路市民意識調査結果報告書」を踏まえて

兵庫県立大学環境人間学部講師 喜友名 菜織

はじめに

本稿では、2023年3月に取りまとめられた「人権についての姫路市民意識調査結果報告書」（以下、本報告書）を踏まえて、家族観や男女観に関する事柄を中心に、人権意識の向上に必要とされる視点について私見を述べることにする。

1 第2章 家意識・伝統慣習意識・世間同調意識（pp.16-20）

まず、「家意識」に関する調査項目を見ると、「家柄や家の格は大切にしたほうがよい」という質問では、“反対”（61.0%）が“賛成”（37.7%、前回より6.0ポイント減）よりも多く、「家の相続など、長男にはほかの子どもとは異なる役割があると考えている」という質問についても、“反対”（66.2%）が“賛成”（32.2%、前回より9.5ポイント減）を上回っている。

「家意識」は、1898年に制定された明治民法に定められていた「家制度」の残滓（ざんし）とも呼ぶべきものである。この家族制度は、日本国憲法の制定に伴い、1947年に廃止された（法制度としては消滅した）ものの、家意識として日本社会に残存し、文化や慣習として今日まで引き継がれてきた。家制度の名残が感じられる場面として、例えば、その家に生まれた長男が家の跡取りとして「家名」「家業」「家産」「家墓」などを単独で継承するならわしが挙げられる。

家制度が、人権の観点からどのように問題であったのかというと、その本質が家父長制にあり、男性による女性の支配を正当化するものであったということがいえる。こうした男尊女卑に留まらず、年齢（年長者・年少者）や子の出自（嫡子・庶子・私生児）など、属性に基づく序列が存在していた。戸主は家族を扶養し、家族は戸主の権限に服する。戸主の同意なき婚姻は認められず、戸主の地位を相続する長子には強い権限と同時に重い責任が課せられた。こうした集団としての秩序維持を優先し、個人の自由や平等を認めない法制度は、「個人の尊重」「個人の尊厳」を謳う日本国憲法の制定によって廃止を余儀なくされたのである。

改めて調査結果を見てみると、家意識は、それを強くもつ世代がある一方、全体の傾向としては薄らいできていることが分かる。家族構成員それぞれの意向や事情に応じた選択を尊重する意識や、兄弟姉妹間における平等の考え方が、調査結果にも反映されているように思われる。

次に、「伝統慣習意識」に関する項目では、「皆が集まりやすければ、仏滅に結婚式をしてもかまわない」に“賛成”（63.9%）が“反対”（34.6%、前回より6.0ポイント減）を上回っており、「単に合理的だという理由で、地域の伝統・習慣を変えるのはよくないと思う」という質問についても、“賛成”（54.7%、前回より5.9ポイント減）が“反対”（43.9%）よりも多くなっている。また、女性よりも男性において伝統慣習意識が強い傾向にあることが示されている。

上述の家意識を含む、これまでの伝統や慣習を維持すべきかを検討するにあたっては、その家族あるいはその地域において受け継がれてきた行事の本質を見失わない限度で、譲れるところは譲るといった工夫を模索することや、一部の人に負担が偏っていないかを見直すことが重要になる。負担感があることで伝統や慣習が衰退し、次の世代の担い手が途絶える、ということも起こり得るからである。時代の移り変わり、人びとの生活様式や伝統に対する意識の変化に目を向け、

より良い在り方を性差や世代を超えて話し合っていくことが大切になるといえる。

続いて、「世間同調意識」に関する項目を見ると、「大勢の人の考え方や行動にあわせたほうが、無難だと思う」という質問では、“賛成”（48.6%）と“反対”（49.9%）でほぼ半数に分かれだが、「おかしいと思うことがあっても、皆の目が気になって抗議できないほうだと思う」という質問では、“賛成”（54.2%）が“反対”（44.5%）よりも多くなっている。前者の質問では集団としての規律性がより要求される職業において、後者については社会的経済的に弱い立場に置かれている職業において、それぞれ世間同調意識が強い傾向にあることが窺える。

周囲の目線や評価が気にかかり、自分の考え方を持つことや行動に移すことを躊躇（ちゅうちょ）してしまう背景には、個人の意思よりも集団の利益のほうが大切であると教え込まれてきた環境や、特定の属性を有する者やグループの、強い発言力や決定権に服さなければ今よりも悪い状況に置かれ得るという不安や恐れがあるものと推察する。これらは、同調圧力や搾取の問題とも密接に関わる事柄であるといえる。人権意識を高めるには、憲法の「個の尊重」という理念に則り、属性（性別、年齢、社会的地位など）で人を判断しない姿勢や、個人の意見を傾聴する姿勢を養うことが不可欠になると考える。

2 第5章 女性の人権について (pp. 38-40)

調査結果を見ると、「『女のくせに偉そうなことを言うな』などというのは、言葉の暴力だと思う」という質問では“賛成”が90.5%、「性的な冗談も、時には職場の潤滑油になるのだからいちいち気にする必要はない」という質問では“反対”が74.5%（前回より10.2ポイント増）を占めている。女性蔑視やハラスメントに対して否定的な回答が大半で、女性の尊厳を傷つける発言への問題意識の高まりが見てとれる。

「男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児をしたほうがよい」という質問では“反対”が76.8%（前回より10.5ポイント増）と、性別役割分業意識の変化も窺える。さらに、「女性の社会参加を進めるため、国・自治体の議員や公務員の管理職などの一定数を女性に割り当てる方法を取り入れるべきだ」という、今回新規に設けたアファーマティブ・アクション（積極的差別是正措置）に関する質問では、“賛成”（65.1%）が“反対”（32.8%）を上回る結果となった。政治・行政・経済といった公的領域における女性の活躍に肯定的な回答が多く、男女平等意識の上昇が読みとれる。

ところが、「結婚すれば妻は夫の姓を名のるのが自然だ」という質問では、“賛成”（58.2%）が“反対”（40.3%、前回より4.7ポイント増）よりも多くなっている。男女共同参画社会の推進に積極的な上述の傾向を踏まえると、家族の姓についても夫婦対等の意識から類似した傾向を示しそうだが、必ずしも連動しないことが分かった。

女性の社会進出に伴い、共働き世帯が増加し、生涯において離婚や再婚を経験することも珍しいものではなくなった。男性と同じように婚姻後も生まれもった姓を保持することを、アイデンティティやキャリア形成の観点から重視している女性も一定数存在する。しかし、改姓手続きの煩雑さや時間的、金銭的、心理的負担は、専ら夫婦の一方にのしかかっており、こうした背景から、現行の夫婦同姓制度の是非について男女平等の観点から議論されてきた。

家族の姓を夫の姓にするか妻の姓にするかは、夫婦となる当事者の自由な選択に委ねられてはいるものの、婚姻の際に妻が夫の姓に改姓する場合が圧倒的に多い。統計を見ても、2021年時点

で 95.0% を占めており、1995 年の調査から大きな変化は見られない¹。この偏りの背後には、「入籍」「主人」「嫁」といった言葉に潜む家意識や、「男性は主で、女性は従」とみなす世間における暗黙の了解や圧力、女性が社会的経済的に弱い立場に置かれていることなどがあるとされる。2015 年の夫婦別姓訴訟において、最高裁判決の少数意見（鬼丸かおる・櫻井龍子・岡部喜代子裁判官の意見）は、「夫の氏を称することが妻の意思に基づくものであるとしても、その意思決定の過程に現実の不平等と力関係が作用している」と指摘している。

世界経済フォーラムによると、2023 年の日本のジェンダー・ギャップ指数の総合順位は 146 カ国中 125 位と、前年の 116 位からさらに下降し、過去最低の順位となった。とりわけ、経済活動への参加・機会については 123 位、政治参加については 138 位と、男女格差の課題が浮き彫りとなった。世界経済フォーラムと同じ手法を用いて統計処理を行い、各都道府県の男女格差の特色を調査している「地域からジェンダー平等研究会」によると、兵庫県（2023 年）については、経済分野では、「フルタイムの仕事に従事する割合の男女比」が全国で 43 位（前年は 41 位）、「フルタイムの仕事に従事する男女間の賃金格差」が 40 位（前年は 18 位）と、雇用・賃金における男女格差の拡大が指摘されている²。行政分野では、「都道府県職員の育休取得率の男女格差」が 42 位（前年は 43 位）となっている。本報告書の「第 14 章 結婚に対する考え方」の「子どもの結婚相手に求める条件」(pp. 81-84) を見ても、男性には「職業」「収入・財産」、女性には「家事能力」が期待されていることが分かる。

このように、公的領域におけるさらなる女性活躍が掲げられていながらも、依然、男性優位の社会構造や男性中心の労働慣行から脱却できずにより、女性の経済的自立や社会的地位の向上が実現できずにいるのが現状である。このことは、家庭という私的領域における男女間の不均衡の問題（例えば、貧困、暴力）とも深く関わる。ジェンダー平等についての理解を深めるには、「男性だから」「女性だから」といったアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み、偏見）や、「男性らしさ」「女性らしさ」という社会的、文化的につくられた性役割を直視し、男女間の認識の相違に気付くことが重要となる。

3 第9章 性的少数者の人権について (pp. 50-52)

性的少数者に関する調査項目のうち、家族形成に着眼すると、「パートナーシップの宣誓をした人は、行政や民間のサービスを利用するときには、配偶者と同様の扱いを受けるべきだ」という今回新たに設けられた質問では、“賛成”が 78.0% と多い。「同性同士の結婚も、法律で認められるべきだ」という質問についても、“賛成”（61.4%、前回より 14.0 ポイント増）が “反対”（36.8%）を上回っている（ただし、“賛成”では、18~29 歳と 70 歳以上で 48.1 ポイント差の開きがある）。家族の一つの在り方として同性カップルを受け入れる意識が高まっている一方、同性パートナーを法的にも配偶者として認めるべきかについては賛否あることが窺える。

2019 年から「結婚をすべての人に訴訟」が札幌、東京、名古屋、大阪、福岡の 5 つの地方裁判所において提起され、同性婚が認められていないことの違憲性が争われている。現時点における

¹ 内閣府男女共同参画局「夫婦の姓（名字・氏）に関するデータ」
<https://www.gender.go.jp/research/fufusei/index.html> (2023/8/31 閲覧)。

² 地域からジェンダー平等研究会「都道府県版ジェンダー・ギャップ指数 あなたの地域の男女平等度合いは？」<https://digital.kyodonews.jp/gender2023/data/28> (2023/8/31 閲覧)。

司法の判断は、違憲（札幌・名古屋）、違憲状態（東京・福岡）、合憲（大阪）に分かれているが、例えば、札幌地裁は、性的指向は自らの意思に基づき選択・変更できるものではないにもかかわらず、異性愛者と異なる取扱いがなされているとし、東京地裁では、同性愛者が家族になるための法制度がないことは、人格的生存に対する重大な脅威・障害である、という見解が示された。

しかしながら、「道徳的に LGBT は認められない」「生物学上、種の保存に背く」「LGBT は生産性がない」「同性愛ばかりになると国がつぶれる」といった国会議員による問題発言が取り沙汰される出来事が近年相次いでいるように、当事者はなおも根強い偏見や同性愛嫌悪にさらされている。同性愛は、1990 年に世界保健機構（WHO）の国際疾病分類（ICD）から削除されており、精神医学や心理学では、性的指向は人生の初期または出生前に決定するといわれている。こうした基礎的かつ重要な知識が更新・共有されることなく、「同性愛は後天的な精神の障害、または依存症である」といった過去の誤見が伝えられたりもしていて、憂慮される。

そうしたなかで、性的少数者に関するわが国初の理念法として、2023 年 6 月に LGBT 理解増進法が成立した。この法律は、政府、企業、学校に関する施策（教育や啓発、環境整備などの努力義務）を定めるもので、LGBT への国民の理解を促進するものとして歓迎された一方、社会生活を送るうえで当事者が直面している困難や不当な取扱い（差別、ハラスメントなど）を払拭するものとはなっていないために、批判の声もあがっている。性的多数者がもつ固定観念や偏見のは正に繋がるのか、当事者はなおも不安や生きづらさを抱えているといえる。

こうした現状において期待されているのが、行政が主導している取り組みである。例えば、アウティング（性自認や性的指向を第三者に暴露すること）に対して、東京都国立市は 2018 年に全国初の禁止条例を制定した。同性愛カップルに婚姻に相当する関係を認めるパートナーシップ制度についても、東京都渋谷区、世田谷区で 2015 年に導入されて以降、各自治体で導入が急速に進んでいる。Marriage for All Japan の調査によると、2023 年 7 月 14 日時点において 300 以上の自治体で導入され、人口カバー率は 70% を超えている³。姫路市においても、2022 年 4 月より、「姫路市パートナーシップ宣誓制度」の運用が開始された。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度についても、2021 年に明石市が導入して以降、全国各地で広がりを見せている。同性の親をもち、片方の親とは血縁関係がないなど、異性愛カップルとは異なる部分はあるが、共同生活を営んでいる家族が現に存在しており、家族として保護する支援や制度が必要とされている。里親制度についても、2016 年に大阪市が全国初となる同性カップルの里親認定を行ったことは記憶に新しい。社会的養護下にある要保護児童の成育環境やセクシャリティも様々であり、子の福祉や家族の多様性についての社会的理解を広げることに繋がる取り組みであるといえる。

2023 年 8 月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、「男性どうしや、女性どうしの結婚（同性婚）を法律で認めるべきだ」「同性どうしのカップルも、男女のカップルと同じように、子どもを育てる能力がある」「男性どうしや、女性どうしのカップルが養親や里親になってもよい」に賛成する割合が高く（それぞれ 75.6%、78.8%、76.4%）⁴、夫夫あるいは妻

³ Marriage for All Japan 「日本のパートナーシップ制度」
<https://www.marriageforall.jp/marriage-equality/japan/> (2023/8/31 閲覧)。

⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「2022 年社会保障・人口問題基本調査 第 7 回全国家庭動向調査結果の概要」(2023 年 8 月 22 日公表)、p.89。

妻という夫婦の存在、二人の父あるいは二人の母をもつ家族の存在に肯定的な民意が形成されてきていることが窺える。

家族であることを法的なレベルで認めるには、男女二元論に基づいてこれまで構築されてきた婚姻法制や親子法制の大幅な見直しを迫られる。しかしだからといって、配偶者や親子としての社会的、法的な承認は個人の尊厳に関わる重要な利益である、という事実が揺らぐことはない。性的少数者であることを理由に尊厳や生存権すらも蹂躪（じゅうりん）してきた歴史を踏まえると、人間としての基本的かつ重大な価値に否定的な態度や、偏見や差別を助長する不寛容な言説に対しては、臆せず警鐘を鳴らし続け、正しい知識の普及と人権啓発に努めていく必要がある。

おわりに

自由回答を取りまとめた「第16章 人権問題について、普段考えていること、気になっていること」を概観すると、自分や他者の置かれている状況から支援の充実を強く求めている声があることが分かった。それと同時に、権利に関する正しい理解や人権問題の背景について知ってもらう必要性を強く感じた。「第3章 人権についての考え方」では、「権利ばかり主張して、がまんすることができない者が増えている」「思いやりややさしさをみんなが持てば人権問題は解決する」という質問に対し、“賛成”が多い（それぞれ76.5%、66.1%）。これを見て思うのは、人びとが権利獲得のために闘ってきた歴史と、現に差別に苦しんでいる者の存在である。差別は配慮だけでは自然消滅しないからこそ、人びとは運動や訴訟を起こし、社会にむけて強い問題提起を行ってきた、あるいは現に行っているのである。

自分らしく生きることを自分自身も他者も享受することの重要性を理解するには、自分事として捉える共感力と、相手の目線で物事を捉える想像力の両方が不可欠になると考える。しかし、現実の社会では、差別を経験していないがゆえに無関心であったり、差別をしている／差別を受けていることに無自覚であったり、これまで許容されていた言動がタブー視される窮屈感、これまでの考え方からの変容を促されることへの抵抗感、正しく理解するにはどうしたらよいのかという戸惑い、価値観の押し付けや逆差別であるという反感など、様々な態度や感情が交錯している。それらに向き合うこと、および、差別感情を丁寧に紐解くアプローチが、人権意識を育むための教育・啓発・研修の場において必要とされているのではないだろうか。

若い世代の回答率の低さも目に留まった。「第15章 教育・啓発について」を見ても、「学校での同和問題・人権問題の学習経験」を“はっきりと覚えていない”と回答した割合が、他の年齢層と比べて高くなっている。人権擁護委員、姫路市人権啓発センターや事業の認知度についても、全体的に低い割合を示していることから、広報活動の充実と人権啓発活動のさらなる進展（講演会、交流会をはじめとする多彩な取り組み）が期待される。

【参考文献】

- ・キム・ジヘ（著）、尹怡景（訳）『差別はたいてい悪意のない人がする』（大月書店、2021年）
- ・弓削尚子『はじめての西洋ジェンダー史 家族史からグローバル・ヒストリーまで』（山川出版社、2021年）

「2021年度調査から見える「変化」とその「要因」を考える —基本集計の再分析・データの再集計から見えること—」への付記として

大阪公立大学教授（人権問題研究センター／都市経営研究科） 阿久澤 麻理子

今回の姫路市民意識調査データの再集計と分析は、「2021年度調査から見える「変化」とその「要因」を考える—基本集計の再分析・データの再集計から見えること—」として、調査報告書に掲載されている(P117-143)。この提言書にも、再掲していただいたので、詳細はそちらをご覧いただきたい。重複を避け、ここでは、「部落差別の変容」について、特に調査を通じて感じたところを記しておきたい。

同和地区の土地に対する忌避意識について

今回の調査において、気になったのは、結婚において「人」（部落出身者）を忌避する意識より、不動産の賃貸・購入において同和地区的「土地」を忌避する意識のほうが、強く立ち現れたことである。姫路市だけでなく、他の自治体の調査でも、同様の傾向が見られることが、ここ数年、気になっていた（どちらかといえば農村部ではなく、都市部でより顕著である）。

具体的には、Q20（結婚）、Q22（住宅の選択）への回答を比べてみると（これら2問は回答形式が異なるので、厳密には比較できないが）、「差別に反対する」立場に立つ回答を比較すると、以下のようにかなりの差がある。

結婚（人に対する忌避意識）…………問題にしない

（相手が女性）38.4% （相手が男性）34.9%

住宅の選択（土地に対する忌避意識）……いずれにあってもこだわらない 20.0%

同和地区的土地にある物件を忌避することの要因の一つは、部落出身者を判定しようとする者が、部落の所在地情報（地名等）を手がかりにするようになったことと関わっている。本来、部落差別とは、近世封建社会の被差別身分に系譜的なつながりがある者に対する差別であり、部落出身者かどうかの判定は、明治期以降は、しばしば戸籍によって系譜を遡ることによって行われていたが（最初の全国戸籍として編製された壬申戸籍には、旧身分が判別可能な形で記載されていた場合があり、また、戸籍を遡って記されている地名が、部落だとみなされている地域かどうかという情報と突き合わせ、判定が行われた。かつては誰でも戸籍を自由に閲覧できたからである）、人権擁護の観点から、戸籍の閲覧制度が廃止されると（1976）、身元調査はより属地的判定に依拠することとなった。近世封建社会において身分統制による区分が進む中で、被差別身分に置かれた人びとが形成した集落（かわた村など）が、今日の部落と相当程度に重なるからである。そこで、「ある人」の（さらに親や祖父母などの）住所や本籍地等を「部落の地名リスト」と照合し、重なれば部落出身者と判定することが行われるようになった。このことは、Q22において、同和地区的土地にある物件を「避ける」と答えた者に対し、Q23（サブ・クエスチョン）で、そ

の理由をきいたところ、「自分も同和地区出身者と思われるから」を理由にあげた者が回答者の1/3を占めたこととも関わっている。これは、「見なされる差別」を回避しようとする心理である。

ところで、このような同和地区の土地に対する忌避意識は、不動産取引・地価そのものにも影響し、差別を「市場」（マーケット）という社会システムに組み込むことになる。そして、このような社会システムに組み込まれた差別に対し、私たちは多くの場合、「個人の心がけだけで、解決しうる問題ではない」と、あきらめを感じたり、「私個人の責任ではない」（自分が直接、差別的なことを言ったり、そのような態度をとったわけではないから）と、免責されたように感じてしまい、そのため、解決に向けたイニシアティブが立ち上がりにくい。これは、私たちが日常的に接触する人権教育や啓発が、差別を「一人ひとりの心の問題」や個人的な意識・態度の問題だと、非常に限定的にとらえていることとも、深く関わっている。社会システムに埋め込まれた差別を変えていくには、社会システムにアプローチするしかない。今後の課題である。

インターネットを介した差別の拡散について

ところで、Q8で示された5つの場面に関して、差別が「ある」と答えた者の割合は、「インターネット上の書き込み」においても3割弱あった。驚いたのは、この割合が前回調査（2016）と比べて、12.4ポイントも増加し、ほぼ倍増したことである。

とりわけここ数年、部落の所在地を掲示する情報（地名リストや、動画など）が次々とネットに投稿・拡散されてきたこと、こうした行為に対して裁判が提起されたり（例えば、2016年4月に提訴された「全国部落調査」裁判）、篠山市と地元自治会がサイトの管理会社に動画削除を求める仮処分を申し立て、裁判所が削除命令を出したこと（2021年5月）などが報道されたことの影響も大きいと考えられる。

ネットに差別的な情報を拡散しても、その行為者は、匿名であれば責任を回避しやすく（侮辱罪の厳罰化や、「改正プロバイダ責任制限法」などはあるものの、被害者にとって、手続きは簡単ではない）、また、情報を拡散する側は、いったん情報をネットに載せてしまえば、その後は、ソーシャルメディアを介してリツイート、コピー、転送が行われ、どんどんと広がっていくのを待つだけでよい。また、ソーシャルメディア上では、第三者が、さらに同和地区的所在地情報を特定するための追加情報を書き加えたりして、情報はどんどんと膨らむ。ソーシャルメディアは「加害者参加型」のプラットフォームになり、差別につながる情報は、第三者の手によって広がり、精緻化される。やや極端な言い方だが、「自分の手を汚す」のは、最初の一回だけによく、後は第三者が拡散してくれるシステムが、ソーシャルメディアである。差別が「システム」に深く関わる時代にあって、私たちが、これらを社会としてどうコントロールするのか、という視点を持つようになることも、重要な課題であると思う。

2021年度調査から見える「変化」とその「要因」を考える —基本集計の再分析・データの再集計から見えること—

大阪公立大学教授（人権問題研究センター 都市経営研究科）
姫路市人権啓発センター運営推進会議委員

阿久澤 麻理子

本稿では、2021年度「人権についての姫路市民意識調査」の基本集計の結果（特に年齢階層別集計と経年比較）と、新たに筆者が行った再集計を基に、姫路市民の人権に対する意識の変化と、その要因について、以下の3つの視点から検討する。

1. 姫路市民の人権学習（教育・啓発・研修）の傾向と、その経時的变化を明らかにする

姫路市民が、どのような人権学習を、どの程度、行っているのかを明らかにし、「年齢階層別比較」と「経年比較」（2016年度に実施された前回調査との比較）から、傾向と、経時的な変化を把握する。人権意識調査とは、姫路市における人権教育・啓発・研修の成果を測定するものであるから、まずは、市民の人権学習のありようを把握する必要がある。

2. 各種人権課題のうち、とりわけ部落差別（同和問題）に焦点をあて、市民意識の変化を明らかにする

紙幅の関係から部落差別に焦点を当てることにしたが、その理由は次のとおりである。一つは、2016年に差別解消三法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）が施行されたが、前回調査は、部落差別解消推進法の成立・施行前であったので¹、改めて今回の調査において、法の施行がどのような変化をもたらしたのかを検討したいと考えたからである。また、部落問題については質問数がまとまっているので、多角的に分析を行うことで、他の人権課題の理解にとっても、ヒントを得られると考えたからである。

3. 人権諸課題に対する、意識・態度に影響を与えている要因を検討する

本調査では、部落差別とともに、女性、子ども、障害のある人、高齢者、性的少数者、外国人の人権と、インターネットによる人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関する人権問題を取り上げている。これらの人権諸課題に対する意識に影響を与えている要因を探索的にみるために、Q3（家意識、世間同調意識、伝統慣習意識）や、Q4（人権に対する考え方）との相関係数を算出してみた。

¹ 前回調査は、2016年10月に実施（調査票を郵送）され、部落差別解消推進法の公布・施行（2016年12月16日）より前であった。

1 姫路市民の人権学習（教育・啓発・研修）の傾向と経時的变化

1.1 啓発（Q27）

Q27では、「過去1年間」における、講演会・研修会への参加経験をきいている。「市や県主催」「学校やPTA主催」「校区人権・自治会・婦人会等の主催」、「職場での研修会」「市民団体の主催」の5項目それぞれの参加割合は右のとおりである。

Q27.1~5 主催者別・啓発への参加・非参加

	参加	参加せず	無回答
市や県主催	6.2%	83.4%	10.3%
学校やPTA主催	11.5%	79.3%	9.2%
校区人権・自治会・婦人会等の主催	14.6%	78.9%	6.6%
職場での研修会	9.6%	80.1%	10.3%
市民団体の主催	3.2%	85.8%	11.1%

「学校やPTA主催」「校区人権・自治会・婦人会等の主催」は、それぞれ1割を越えているから、身近な地域での参加割合が、やや高い。

なお、5項目のいずれにも参加していないと考えられる者（5項目すべてに「参加していない」または「無回答」であった者）の割合は、全体では75.4%である。つまり、1年間の間に、人権啓発との接触があるのは、だいたい4人に1人ということになる。

年代別では、いずれにも参加しなかった者の割合は、30歳代が最も高く84.9%となったが、その他の年代でも7割を越える。

新型コロナウイルス感染症の影響が心配されるので、2016年度調査と経年比較を行ってみたが、参加した者の割合は、「職場の研修会」を除いて、微減していた。とはいえて減少幅はごくわずかなので、感染症が大きく影響したともいい難い。

Q27.1~5 いずれにも参加していない割合

18～29歳	n=94	73.4%
30歳代	n=126	84.9%
40歳代	n=187	78.1%
50歳代	n=210	75.7%
60歳代	n=206	72.3%
70歳以上	n=362	72.4%
無回答	n=17	82.4%
総数	n=1202	75.4%

Q27.1~5 啓発への参加（経年）

	市や県主催の講演会など	学校やPTA主催の講演会など	校区人権・自治会等の講演会など	職場での研修会	市民団体による講演会など
2021年度	n=1202	6.2%	11.5%	14.6%	9.6%
2016年度	n=1304	7.7%	13.9%	17.0%	9.4%

1.2 学校教育（Q26）

職場での研修を除けば、人権啓発は、自発的に参加するか、PTAや地域で役職に就いたことから参加する場合が多い。これに対して学校教育は、子ども・若者を幅広くカバーし、小中学校では、一定の年代層の子どもたちすべてに、人権について学ぶ機会を提供することができる。

学校において、同和・人権問題を学習した経験を複数回答方式できいた結果をみると（Q26）、小学校～大学・それ以上の学校で、学んだ「経験有」と答えた者は、全体の約半数となった（100%から、「はっきりと覚えていない」「学校で学んだ経験はない」「無回答」の割合を減じると、55.0%となる）。

但し、年代別に見ると、「経験有」は、「40・50歳代」では8割前後だが、「10・20・30歳代」は5割程度にとどまっている。さらに、「10・20・30歳代」では「はっきりと覚えていない」が3割前後と高いことも注意をひく。

Q26 学校での同和・人権問題の学習経験（年齢別）

年 齢		小学校で 学んだ	中学校で 学んだ	高校・高等専 修学校で学ん だ	短大・大学・専 門学校（それ 以上の学校も 含む）で学ん だ	はっきりと覚 えていない①	学校で学んだ 経験はない②	無回答③	経験有割合 100% -②-③	経験有割合 100% -①-②-③
18～29歳	n=94	41.5%	36.2%	17.0%	6.4%	27.7%	17.0%	0.0%	83.0%	55.3%
30歳代	n=126	48.4%	23.0%	3.2%	0.0%	35.7%	11.9%	2.4%	85.7%	50.0%
40歳代	n=187	75.4%	30.5%	3.7%	4.3%	18.2%	3.7%	0.5%	95.7%	77.5%
50歳代	n=210	77.1%	40.5%	7.6%	1.9%	11.9%	1.9%	1.4%	96.7%	84.8%
60歳代	n=206	45.1%	48.5%	18.4%	3.9%	16.5%	13.1%	1.0%	85.9%	69.4%
70歳以上	n=362	10.8%	18.5%	5.0%	1.4%	30.4%	42.0%	7.5%	50.6%	20.2%

(覚えていな
い含む) (覚えていな
い外す)

若い年代層が、学校で同和・人権問題を学んだかどうか「覚えていない」のは、学習した経験がないか、あるいは教える側の問題であるかの（学習したことが、人権に関わることだと、意識化されるような教え方をしていない）、いずれかと考えられよう。検討が必要である。

なお、経年変化では、2016年度調査から、ほとんど変化はない。

Q26 学校での同和・人権問題の学習経験（経年）

		小学校で 学んだ	中学校で 学んだ	高校・高等専 修学校で学ん だ	短大・大学・専 門学校（それ 以上の学校も 含む）で学ん だ	はっきりと覚 えていない①	学校で学んだ 経験はない②	無回答③	経験有割合 100% -②-③	経験有割合 100% -①-②-③
2021年度	n=1202	45.1%	31.1%	8.4%	2.6%	23.2%	18.6%	3.2%	78.2%	55.0%
2016年度	n=1304	44.8%	32.4%	9.7%	2.5%	21.9%	20.0%	3.8%	76.2%	54.3%

1.3 人権に関わる文書・法律の認知（Q2）

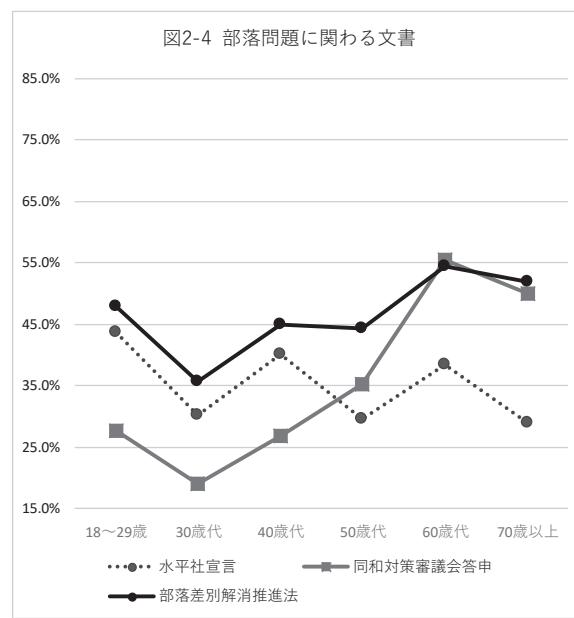
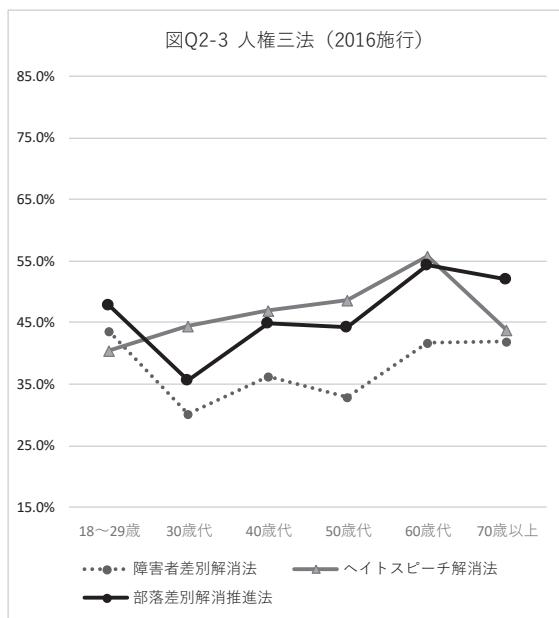
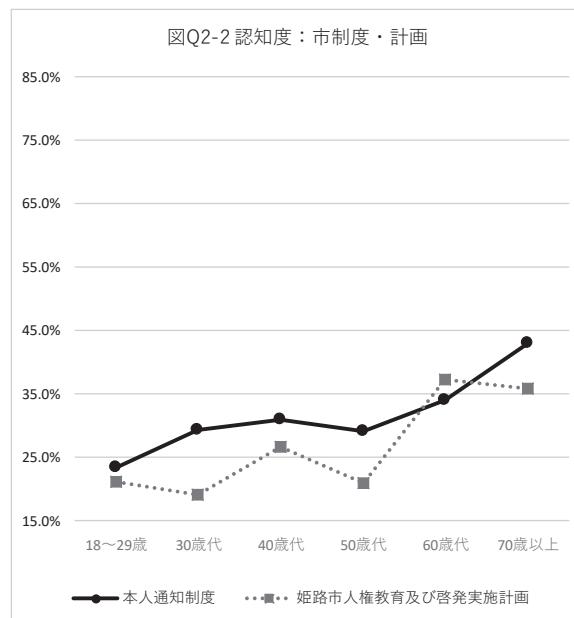
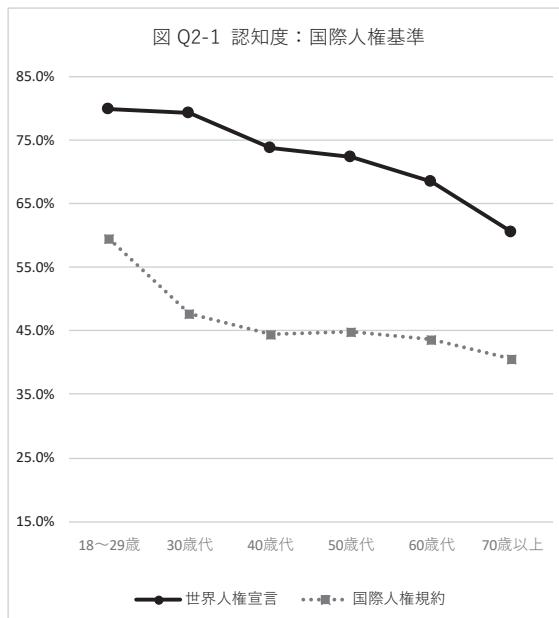
姫路市民の、人権教育・啓発との接触状況は、上記のとおりであるが、それでは、姫路市民は学習を通じて、どの程度、人権に関わる知識を身に着けているであろうか。人権に関わる文書・法律の認知について検討してみたい。

Q2では人権に関わる文書・法律を10項目あげ、「内容も知っている」「内容は知らないが名称は知っている」「知らない」から1つを選ぶよう求めた。「内容も知っている」「内容は知らないが名称は知っている」を合算した割合を「認知度」とし、その割合が年齢によってどう違うかを比較するため、図を作成した。但し、10項目を1つにまとめて図にすると、かなり見にくくなってしまうので、以下の①～⑤に分けて、認知度を年齢階層別に比較した。

- ① 國際的な文書（國際人権基準）の認知度
- ② ローカルな文書（姫路市の制度・計画）の認知度
- ③ 差別解消三法の認知度
- ④ 部落問題に関わる文書の認知度
- ⑤ アイヌ民族支援法（単独）の認知度

ここから、以下のような傾向が指摘できる。

- ・ 国際的な文書の認知度が、全体の中で最も高い。
- ・ 国際的な文書は、若い年代層の認知率が高いが、これに対して、ローカルな文書、日本国内の法・制度等については、逆に若い年代層（「50歳代」以下）の認知度が低い（但し、水平社宣言を除く）。
- ・ 国内の法・制度（「障害者差別解消法」「部落差別解消推進法」、「同和対策審議会答申」「アイヌ民族支援法」）では、共通して「30歳代」の認知度が下方にへこんでいる（認知度が低い）。30歳代は、啓発との接触度も低く、学校で、同和・人権問題を学んだかどうか「はっきり覚えていない」者の割合も高かった。理由の検討とともに、人権啓発・研修を通じた働きかけが必要な年代層と言える（調査を実施した2021年の年末を起点にすると、30歳代とは、1982～91年生まれにあたる）。



2 部落差別（同和問題）に関する市民意識の変化

本調査では、部落差別に関するように、4種の質問を行っている。以下、これらを分析する。

- ① 同和地区・同和問題の認知経路 Q7
- ② 部落差別の現状認識（5つの場面で、現在も差別があると思うか） Q8
- ③ 同和地区・同和地区出身者に対する忌避意識
 - 結婚（子どもが同和地区出身者と結婚することに対する態度） Q20
 - 住宅の選択（同和地区や同じ小学校区の物件を避けると思うか） Q22
- ④ 同和地区出身者を判断する手がかり Q21

2.1 同和地区・同和問題の認知経路（Q7）

同和地区や同和問題を初めて知ったのは、何からであったか、認知経路を聞いた結果は、以下のとおりである。全体としては、「学校の授業」が33.7%で最も多く、家族（祖父母・父母・その他家族）も合わせて25.5%ある。

但し、年齢階層によって傾向が異なり、「学校の授業」は、「60歳代」より若い年代で多いが、家族は「70歳以上」で多く、「60歳代」と「70歳以上」の間で、明らかに認知経路の転換がある。

また、「学校の授業」の割合が、5割越えでピークを示しているのは、「40・50歳代」である。「18～29歳」「30歳代」では「学校の授業」は4割弱であるが、「同和地区や同和問題のことは知らない」も2割を越えており、若い年代層は、「学校で学んで知っているか、知らないか」に、二極化している。

なお、2016年度調査との経年比較では、ほとんど差はなかった（ゆえに表は省略）。

Q7同和地区・同和問題の認知経路（年齢別）

		祖父母から聞いた	父母から聞いた	その他家族から聞いた	親戚の人から聞いた	近所の人から聞いた	職場の人から聞いた	友人から聞いた	学校の授業で教わった	TV,ラジオ,映画,新聞等で知った	書籍で知った	インターネットで知った	講演会や学習会で知った	市や県の広報紙や冊子で知った	はっきりおぼえていない	その他	同和地区や同和問題のことは知らない	無回答
18～29歳	n=94	4.3%	11.7%	1.1%	0.0%	0.0%	3.2%	1.1%	38.3%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	9.6%	2.1%	24.5%	3.2%
30歳代	n=126	2.4%	11.1%	1.6%	0.0%	0.8%	1.6%	0.8%	37.3%	0.8%	0.8%	0.8%	0.0%	0.0%	13.5%	0.8%	20.6%	7.1%
40歳代	n=187	2.1%	17.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	1.1%	54.5%	1.6%	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%	6.4%	1.1%	3.7%	8.6%
50歳代	n=210	4.8%	21.9%	0.5%	0.0%	0.0%	1.0%	3.8%	51.4%	0.0%	1.0%	0.0%	1.0%	1.0%	4.8%	1.0%	1.4%	6.7%
60歳代	n=206	3.9%	19.4%	0.5%	0.0%	1.0%	2.4%	7.3%	39.8%	1.9%	1.5%	0.0%	3.9%	0.5%	7.3%	1.9%	2.4%	6.3%
70歳以上	n=362	8.6%	23.2%	2.2%	1.7%	6.1%	4.1%	6.6%	7.5%	3.9%	1.7%	0.0%	8.6%	0.3%	12.7%	0.8%	2.2%	9.9%
無回答	n=17	0.0%	23.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	17.6%	0.0%	5.9%	0.0%	5.9%	0.0%	17.6%	0.0%	0.0%	23.5%
総数	n=1202	5.0%	19.3%	1.2%	0.6%	2.2%	2.3%	4.3%	33.7%	1.8%	1.2%	0.2%	3.5%	0.3%	9.3%	1.2%	6.0%	7.9%

家族から 25.5%

TV, ラジオ,新聞等 + 本 = 3.0%

内閣府調査（2017）との比較：ところで、全国を対象に実施された内閣府「人権擁護に関する世論調査」（2007・2017・2022）にも、認知経路をきく質問があったので、姫路市と、全国レベルのデータの比較をしてみたい²。内閣府調査では、選択肢の表現に微妙な違いがあるものの、ほぼ姫路市調査と同様の選択肢がそろっている。

² 内閣府「人権擁護に関する世論調査」

2017年 <https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-jinken/index.html>

2022年 <https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-jinken/index.html>

なお、法務省人権擁護局が行った「2019年度人権に関する意識調査」においても、「あなたは、何をきっかけに部落差別（同和問題）について知りましたか」という質問があるが、複数回答方式をとっているので比較できず（そもそも認知経路は、単数回答方式でいくのが適切である）、内閣府調査と比較することとした。

姫路市では、「学校の授業で教わった」も「家族から聞いた」もやや多い一方、全国（内閣府調査）では「TV・ラジオ・新聞・本など」で知った者や、部落差別そのものを「知らない」者がやや多いといった特徴がある。

認知経路の比較（内閣府調査・姫路市）

		家族から聞いた	親戚の人から聞いた	近所から聞いた	職場の人から聞いた	友だちから聞いた (i)	学校の授業で教わった	TV・ラジオ・新聞・本等で知った (ii)	インターネットで知った (iii)	部落差別等の同和問題に関する集会や研修会で知った (iv)	都道府県や市区町村の広報紙や冊子等で知った	知っているきっかけは覚えていない (v)	その他	部落差別等の同和問題を知らない (vi)	無回答
内閣府 2007	n=1766	17.8	1.5	1.9	6.7	3.9	19.7	13.3		2.6	1.8	9.2	1.1	20.5	
内閣府 2017	n=1758	19.6	1.2	2.8	5.1	3.6	22.9	16.5		2.6	1.0	5.7	1.4	17.7	
内閣府 2022	n=1556	16.3	1.2	1.5	3.7	2.6	27.8	15.5	3.1	2.7	1.7	10.4	1.1	10.6	1.7
姫路市 2021年度	n=1202	25.5	0.6	2.2	2.3	4.3	33.7	3.0	0.2	3.5	0.3	9.3	1.2	6.0	7.9

(i) 2007段階では、「学校の友だちから聞いた」となっている。

(ii) 2007段階では、「同和問題の集会や研修会で知った」となっている。姫路市では「講演会や学習会で知った」である。

(iii) 2007段階では、「同和問題は知っているがきっかけは覚えていない」となっている。

(iv) 2007段階では、「同和問題を知らない」となっている。

もっとも、前述のとおり、姫路市では、同和地区や同和問題そのものを「知らない」割合は、若い世代に多くなっていたから、「18～29歳」「30歳代」の若い年代層に限定して、全国（内閣府調査、2017・2022）と比較してみたのが、下記の表である。とくに「18～29歳」で、「学校の授業で教わった」者の割合が、内閣府調査で5年間の間に10ポイント程度アップし、2022年には回答者の半数近くを占めるようになっており、代わりに「部落差別等の同和問題を知らない」が半減した。そこで、全国（2022）のほうが姫路市（2021）よりも、「学校の授業」の割合が高くなる一方、「部落差別等の同和問題を知らない」割合は、姫路市のほうが高くなかった。そのほか、「18～29歳」「30歳代」とも、全国では「TV・ラジオ・新聞・本など」が姫路市に比べて多い、といった差がみられる。

認知経路の比較—18～29歳代のみ（内閣府調査・姫路市）

		家族から聞いた	親戚の人から聞いた	近所から聞いた	職場の人から聞いた	友だちから聞いた	学校の授業で教わった	TV・ラジオ・新聞・本等で知った (ii)	インターネットで知った (iii)	部落差別等の同和問題に関する集会や研修会で知った (iv)	都道府県や市区町村の広報紙や冊子等で知った	知っているきっかけは覚えていない (v)	その他	部落差別等の同和問題を知らない (vi)	無回答
内閣府 2017	18～29歳 n=126	11.9%	-	0.8%	1.6%	-	37.3%	15.9%		-	-	1.6%	0.8%	30.2%	
内閣府 2022	18～29歳 n=163	9.2%	-	-	1.8%	-	47.2%	10.4%	4.3%	1.8%	1.2%	8.0%	0.6%	14.7%	0.6%
姫路市 21年度	18～29歳 n=94	17.1%	-	-	3.2%	1.1%	38.3%	-	1.1%	-	-	9.6%	2.1%	24.5%	3.2%

認知経路の比較—30歳代のみ（内閣府調査・姫路市）

		家族から聞いた	親戚の人から聞いた	近所から聞いた	職場の人から聞いた	友だちから聞いた	学校の授業で教わった	TV・ラジオ・新聞・本等で知った (ii)	インターネットで知った (iii)	部落差別等の同和問題に関する集会や研修会で知った (iv)	都道府県や市区町村の広報紙や冊子等で知った	知っているきっかけは覚えていない (v)	その他	部落差別等の同和問題を知らない (vi)	無回答
内閣府 2017	30歳代 n=207	12.1%	1.4%	0.5%	2.4%	1.0%	39.1%	14.5%		1.0%	0.0%	4.3%	1.0%	22.7%	
内閣府 2022	30歳代 n=170	12.9%	-	-	5.3%	0.6%	39.4%	12.9%	7.6%	0.6%	0.6%	4.7%	1.2%	13.5%	0.6%
姫路市 21年度	30歳代 n=126	15.1%	-	0.8%	1.6%	0.8%	37.3%	1.6%	0.8%	-	-	13.5%	0.8%	20.6%	7.1%

2.2 部落差別の現状認識—5つの場面で、現在も差別があると思うか（Q8）

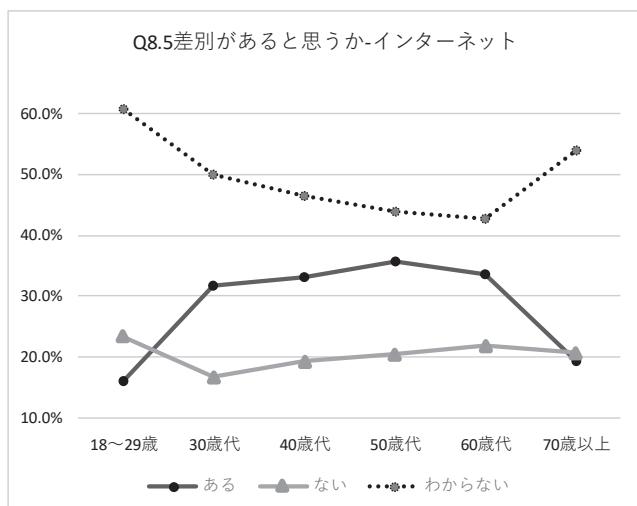
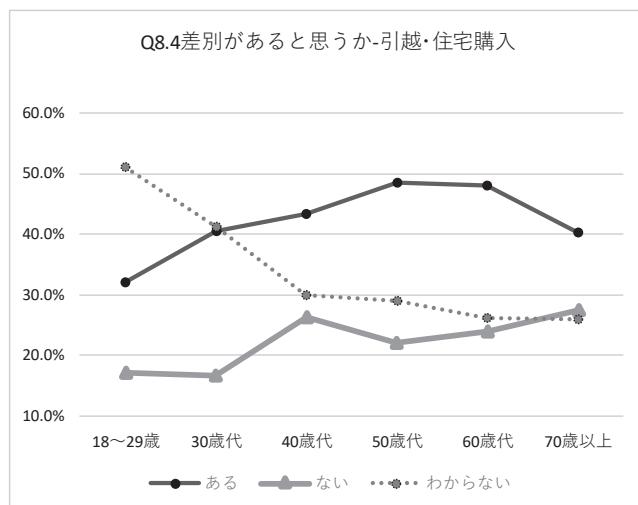
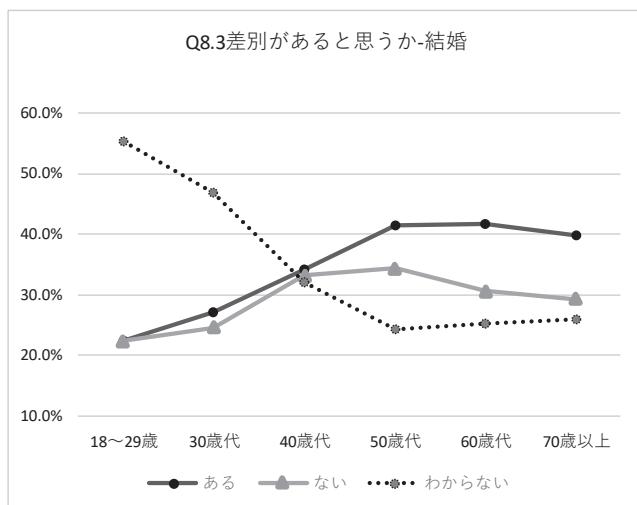
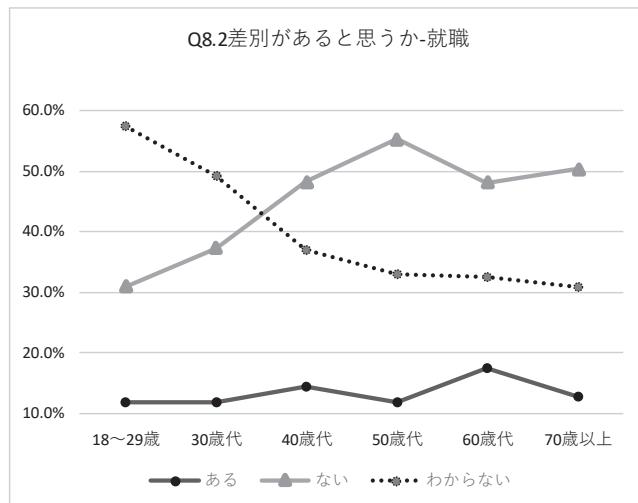
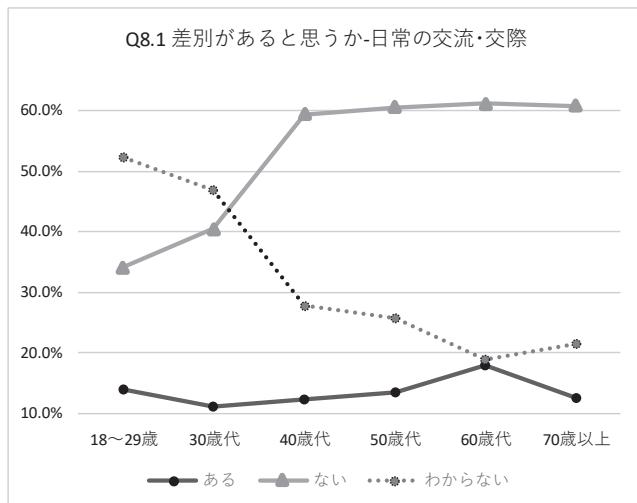
Q8では、5つの場面——「日常の交流や交際」「就職」「結婚」「引っ越しや住宅の購入（同和地区を避ける人がいること）」「インターネットを介した同和地区の地名や所在地を明らかにするような書き込み」——をあげて、現在、差別があると思うかどうか（部落差別の現状認識）をきいている。回答は、「明らかな差別がある」「どちらかといえば差別がある」「ほとんど差別はない」「差別はない」「わからない」から1択である。

「明らかな差別がある」と「どちらかといえば差別がある」を合算し、ともかくも差別が「ある」と回答した割合が多かった順では、以下のとおりである。

- 引っ越しや住宅の購入（42.9%）
- 結婚（36.8%）
- インターネット上の書き込み（27.9%）
- 日常の交流や交際（13.5%）
- 就職（13.3%）

今回の調査では、「引っ越しや住宅の購入」が最も多く、「結婚」を上回った。また、インターネット上の書き込みをあげた者も、3割弱あり、まとまっていた。

以下に、差別が「ある」・「ない」（「ほとんど差別はない」「差別はない」を合算）・「わからない」と考えている者の割合を、年齢階層別に図に示した。



「日常の交流や交際」「就職」の2場面は、おおむね類似したパターンで、「40歳代」から上の世代で、差別は「ない」がかなり多く、「30歳代」以下の若い世代で「わからない」が多い。

「結婚」「引っ越しや住宅の購入」では、「40歳代」から上の世代で、差別が「ある」「ない」とも増え、また、「ある」が「ない」を上回っている（とくに「引っ越しや住宅の購入」では、その差が大きい）。「30歳代」以下の若い世代で「わからない」が多い。

「インターネット上の書き込み」に関しては、どの世代でも「わからない」が最も多いが、最も若い「18～29歳」と「70歳以上」の両極では、特に「わからない」の割合が高く、差別が「ある」の割合が低くなつた。

全体に共通しているのは、「30歳代」以下の若い世代の「わからない」が多いという点である。

ところで、前回調査と比べると、2つの場面で、回答に大きな変化があった。一つは、「引っ越しや住宅の購入（同和地区を避ける人がいること）」、もう一つは「インターネット上の書き込み」である。差別が「ある」という回答が、大きく増加し、前者は21.2ポイントの増、後者は12.4ポイントの増であった。

但し、「引っ越しや住宅の購入に際して（同和地区を避ける人がいること）」という項目については、前回調査ではカッコ内の但し書きがなかったので、回答者の中には、「同和地区出身者が不動産の賃貸・購入の際に差別を受けると思うか」をたずねられたと、思った者もいたであろう。そこで、この項目については、単純に経年比較ができないことを断っておきたい。

これに対して、「インターネット上の書き込み」について、差別が「ある」と考える者が増加したのは、ネットに部落の所在地——地名（文字情報）ばかりでなく、動画なども——を拡散する行為が増加し、深刻化した影響も、一定あったのではないかと筆者は考えている。

そのほか、「引っ越しや住宅の購入」「インターネット上の書き込み」以外の3場面については、「わからない」が、わずかずつとはいえ、増えていることも注意をひく。また、「結婚」の差別が「ある」は、やや減少した。

Q8-1 日常の交流や交際

		明らかな差別がある	どちらかといえば差別がある	ほとんど差別はない	差別はない	わからない	無回答
2021年度	n=1202	1.7%	11.8%	35.9%	20.4%	27.9%	2.4%
2016年度	n=1304	1.8%	10.4%	35.4%	23.8%	24.6%	4.1%

ある	ない	わからない
13.5%	56.2%	27.9%
12.1%	59.1%	24.6%

Q8-2 就職について

		明らかな差別がある	どちらかといえば差別がある	ほとんど差別はない	差別はない	わからない	無回答
2021年度	n=1202	1.7%	11.6%	29.0%	18.6%	36.5%	2.6%
2016年度	n=1304	2.0%	12.9%	29.1%	18.8%	32.2%	5.1%

ある	ない	わからない
13.3%	47.6%	36.5%
14.9%	47.9%	32.2%

Q8-3 結婚について

		明らかな差別がある	どちらかといえば差別がある	ほとんど差別はない	差別はない	わからない	無回答
2021年度	n=1202	6.5%	30.3%	21.0%	8.9%	31.0%	2.3%
2016年度	n=1304	8.7%	32.7%	19.1%	8.4%	27.1%	3.9%

ある	ない	わからない
36.8%	29.9%	31.0%
41.4%	27.5%	27.1%

Q8-4 引っ越しや住宅の購入（同和地区を避ける人がいること）

		明らかな差別がある	どちらかといえば差別がある	ほとんど差別はない	差別はない	わからない	無回答
2021年度	n=1202	7.6%	35.4%	15.6%	8.0%	30.8%	2.7%
2016年度	n=1304	3.8%	17.9%	23.1%	16.3%	34.0%	4.9%

ある	ない	わからない
42.9%	23.5%	30.8%
21.7%	39.3%	34.0%

Q8-5 インターネットを介した同和地区の地名や所在地を明らかにするような書き込み

		明らかな差別がある	どちらかといえば差別がある	ほとんど差別はない	差別はない	わからない	無回答
2021年度	n=1202	12.1%	15.7%	13.4%	6.8%	49.2%	2.7%
2016年度	n=1304	4.4%	11.1%	16.9%	10.7%	51.0%	6.0%

ある	ない	わからない
27.9%	20.2%	49.2%
15.5%	27.5%	51.0%

2.3 同和地区・同和地区出身者に対する忌避意識—結婚（Q20）・住宅の選択（Q22）

Q20 は、結婚における同和地区出身者に対する忌避意識、Q22 は、住宅の選択における同和地区に対する忌避意識を測定する質問である。前者は「人」、後者は「土地」に対する意識に焦点をあてている。

2.3.1 結婚（Q20.1）

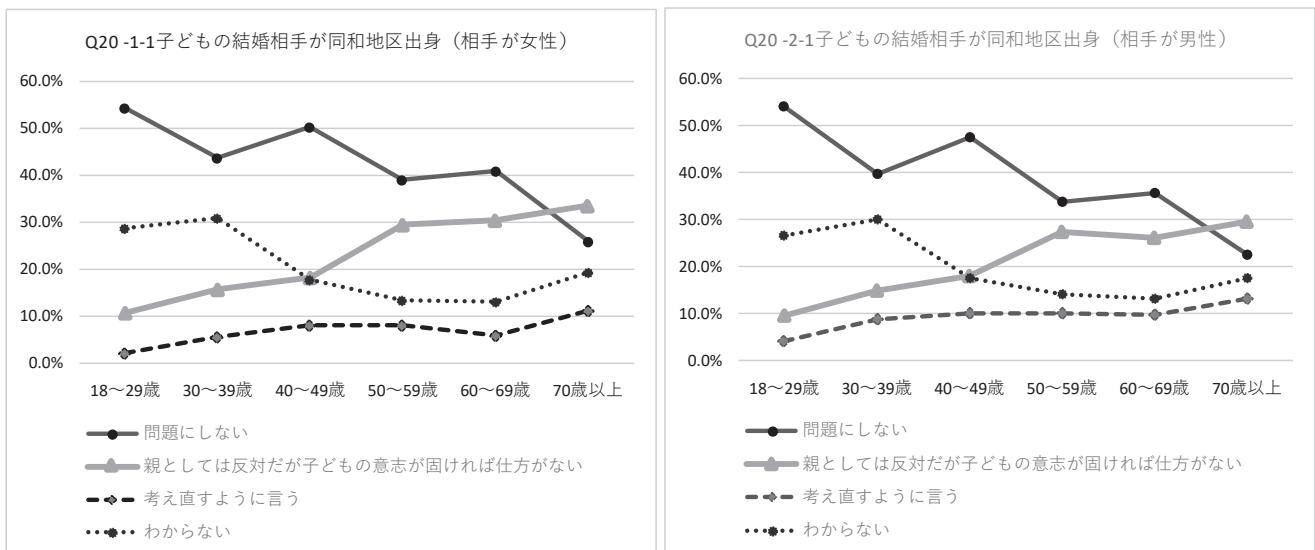
アンケートでは、回答者に「子どもがいると仮定」して、まず、子どもの結婚相手に求める「条件」をきき（Q19）、それらの条件を満たしている相手が、「同和地区出身者」であった場合、親としてその結婚に、どのような態度をとるかを聞いている（Q20）。回答は、「相手が女性の場合」「相手が男性の場合」に分け、それぞれ、「問題にしない」「親としては反対だが子どもの意志が固ければ仕方がない」「考え直すように言う」「わからない」から 1 つ選ぶよう求めている。

「問題にしない」は、「相手が女性」の場合には 4 割弱、「相手が男性」の場合は 3 割台半ばである。あまり差はない。

Q20 子どもの結婚相手が同和地区出身者の場合の親としての態度

		問題にしない	親としては反対だが子どもの意志が固ければ仕方がない	考え直すように言う	わからない	無回答
相手が女性	n=1202	38.4%	26.3%	8.2%	19.0%	8.2%
相手が男性	n=1202	34.9%	23.7%	10.6%	18.4%	12.5%

年齢階層別に回答をまとめ、図にしてみると、「相手が女性」「相手が男性」の場合とも、パターンは同じである。凸凹はあるものの、「問題にしない」は若い世代ほど高い。「わからない」も、若い世代のほうが多い。これに対して、年齢階層が高いほう、「親としては反対だが、子どもの意志が固ければ仕方がない」が多くなる。



Q20-1-1 子どもの結婚相手—同和地区出身者（相手が女性）

	問題にしない	親としては反対だが子どもの意志が固ければ仕方がない	考え直すように言う	わからない	無回答
2021年度 n=1202	38.4%	26.3%	8.2%	19.0%	8.2%
2016年度 n=1304	33.6%	30.7%	10.7%	16.2%	8.8%

経年比較では、「問題にしない」割合は、前回調査より増加した（「相手が女性の場合」4.8 ポイント、「相手が男性の場合」5.3 ポイント）。

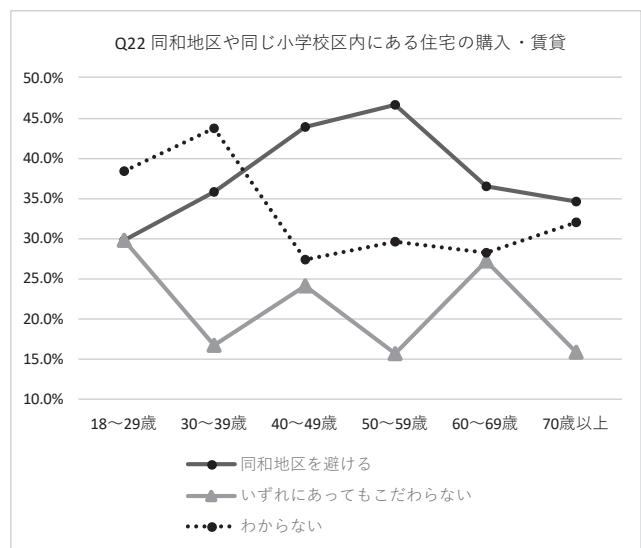
Q20-2-1 子どもの結婚相手—同和地区出身者（相手が男性）

	問題にしない	親としては反対だが子どもの意志が固ければ仕方がない	考え直すように言う	わからない	無回答
2021年度 n=1202	34.9%	23.7%	10.6%	18.4%	12.5%
2016年度 n=1304	29.6%	27.2%	15.0%	16.6%	11.6%

2.3.2 住宅の選択 (Q22, 23)

Q22 では、住宅を選ぶ際に、同和地区や同和地区を含む小学校区の物件を避けることがあるか、と聞いている。「同和地区の物件だけでなく、同和地区を含む小学校区内の物件も避ける」「同和地区の物件は避けるが、同和地区を含む小学校区内の物件は避けない」を合算し、ともかくも「同和地区を避ける」とした者は 38.2% となり、「いずれにあってもこだわらない」は 20.0% であった。

これを年齢階層別に示したのが右図である。「30 歳代」以下の若い年代層では「わからない」が多く、「40・50 歳代」で、「同和地区を避ける」割合がピークとなる。



経年比較では、あまり変化は見られない。

問22 同和地区や同和地区を含む小学校区内にある住宅の購入・賃貸

	同和地区の物件だけではなく、同和地区を含む小学校区内の物件も避けると思う ①	同和地区の物件は避けるが、同和地区を含む小学校区内の物件は避けないと思う②	いずれにあってもこだわらない	わからない	無回答	同和地区を避ける ①+②
2021年度 n=1202	16.7%	21.5%	20.0%	31.9%	9.8%	38.2%
2016年度 n=1304	19.6%	21.5%	19.6%	29.8%	9.5%	41.1%

2.4 なぜ「人」より「土地」に対する忌避意識が強く立ち現れるのか

2.4.1 結婚と土地— 明確に忌避を否定した回答の比較

ところで、Q20（結婚）と、Q22（住宅の選択）における忌避意識には、かなり差がある。もっとも、2つの設問は、回答肢の形式が異なるので、単純な比較はできないが、きっぱりと「忌避しない」（差別はしない）と意思表示をした回答の割合は、以下のように差がある。つまり、「人」よりも「土地」に対する忌避意識が強いということになる。

結婚（人に対する忌避意識）……………問題にしない（相手が女性）38.4% （相手が男性）34.9%
 住宅の選択（土地に対する忌避意識）………いずれにあってもこだわらない 20.0%

2.4.2 土地を避ける理由①（Q23）

では、なぜそうなるのであろうか。

Q23では、前問で「避ける」と答えた、459人に、4つの選択肢を示し、その理由をきいている。回答の割合が高かった順に並べると以下となる。

「こわいイメージがあるから」	41.2% (=偏見)
「周りの人から避けたほうがよいと言われるから」	36.6% (=世間同調)
「自分も同和地区出身者と思われるから」	33.8% (=「みなされる差別」の回避)
「その他」	12.2%

「その他」を選択した者には、自由回答欄に、具体的な内容を記入するよう、求めている。記入があった内容を分類すると、以下のようになつた。

- ・ 偏見・差別に基づく理由 (7)
- ・ 差別されることを避けるため (6)
- ・ 子ども・家族のため (6)
- ・ 特に理由はない (5)
- ・ 慣習・価値観の違い (4)
- ・ イメージ・雰囲気 (が悪い) (3)

- ・ 環境が整っていない (3)
- ・ あえて住まない (2)
- ・ 皮革産業の存在を理由にあげたもの (2)
- ・ 土地の経済価値を理由にあげたもの (2)
- ・ その他 (7)

同和地区の土地を避ける理由として、「自分も同和地区出身者と思われるから」を選んだ者が、全体の33.8%あり、「その他」を選んだ者のうちの6人が「差別されることを避けるため」と記していたから、「みなされる差別」を回避するという理由が、一定まとまっている。これは、「土地との関わり」(同和地区での居住や出生、本籍地があることなど)によって、同和地区出身者かどうかの判定が行われることと、関わっている。

2.4.3 土地を避ける理由② (Q22×Q21)

そこで、「同和地区・同和地区と同じ校区にある物件を避けるかどうか」(Q22) の別に、「同和地区出身者をどのように判定しているか」(Q21) のクロス集計を算出してみた。表のとおり、「避ける」者は、「本人が現在同和地区に住んでいる」と、「本人の本籍地が同和地区である」ことを挙げる割合が、5割かそれ以上あり、かなり高い。もっとも、「父母あるいは祖父母が同和地区に住んでいる」もこれらに次いで高い割合となっているから、同和地区出身者かどうかの判定は、属地基準ばかりでなく、系譜的にも行われていることがわかる。

Q22（同和地区・同じ小学校区の物件への態度）× Q21（同和地区出身者を判断する基準）

			本人が現在、同和地区に住んでいることがある	本人が過去に、同和地区に住んだことがある	本人の本籍地が同和地区である	本人の出生地が同和地区である	父母あるいは祖父母が同和地区に住んでいる	父母あるいは祖父母の本籍地が同和地区にある	父母あるいは祖父母の出生地が同和地区である	職業によって判断している	その他	わからない	無回答
Q22住宅を選ぶ際、同和地区や同じ小学校区内の物件は避けることがあると思うか	同和地区、同じ小学校区内の物件も避けると思う	n=201	109 54.2%	42 20.9%	103 51.2%	79 39.3%	89 44.3%	64 31.8%	45 22.4%	30 14.9%	3 1.5%	27 13.4%	4 2.0%
	同和地区は避ける・同じ小学校区は避けないと思う	n=258	140 54.3%	34 13.2%	128 49.6%	92 35.7%	102 39.5%	82 31.8%	68 26.4%	16 6.2%	8 3.1%	40 15.5%	3 1.2%
	いずれにあってもこだわらない	n=241	41 17.0%	12 5.0%	38 15.8%	31 12.9%	29 12.0%	25 10.4%	19 7.9%	6 2.5%	24 10.0%	104 43.2%	8 3.3%
	わからない	n=384	65 16.9%	17 4.4%	75 19.5%	45 11.7%	37 9.6%	38 9.9%	25 6.5%	8 2.1%	5 1.3%	247 64.3%	8 2.1%
	無回答	n=118	36 30.5%	6 5.1%	39 33.1%	25 21.2%	28 23.7%	25 21.2%	20 16.9%	7 5.9%	5 4.2%	19 16.1%	35 29.7%
合計		n=1202	391 100.0%	111 32.5%	383 9.2%	272 31.9%	285 22.6%	234 23.7%	177 19.5%	67 14.7%	45 5.6%	437 3.7%	58 36.4%
(人権についての姫路市民意識調査結果報告書 P130)													

2.5 「部落差別をしない」態度の形成に影響を与えること

2.5.1 教育

本調査では、Q8で「現在、差別があると思うかどうか」（部落差別の現状認識）をきき、Q20、Q22では、「回答者自身の同和地区出身者・同和地区に対する忌避意識」をきいている。「差別があると思うかどうか」と「差別（忌避）するかどうか」は別次元のことで、「差別がある」と現状認識していても、「差別しない」者もいるし、「社会に差別があるなら仕方がない」と考え、差別する側に立ってしまう者もいるだろう。

教育・啓発との接触が多ければ、部落差別について学ぶことになるから、「差別がある」と認識する者はむしろ多くなる可能性がある。つまり、「差別がある」と考える者が多くても、それ自体が問題ではない。むしろ、「差別がある」と認識していても、「自分は差別をしない」者がどれくらいいるのかを評価する必要がある。

本調査では、「結婚」と「住宅の選択」という2つの場面について、差別の現状認識と、回答者自身の忌避意識の両方を聞いているから、そこに、どのような「ずれ」が生じているのかを見ることができる。さらに、「差別がある」と思っていても、自分は「差別をしない」者は、同和・人権教育との接触の度合いが高いのか（教育が影響を与えているのか）を検討してみたい。比較する組合せは、以下の通りである。

Q8 結婚（差別があると思うか）



Q20 子どもの結婚相手が同和地区出身者親としてどのような態度をとるか

Q8 引っ越しや住宅の購入
(差別があると思うか)



Q22 住宅を選ぶ際、同和地区・同じ小学校区にある物件を避けるか

結婚では、相手が女性の場合、男性の場合とも、差別が「ある」と認識していても、差別を「しない」（問題にしない）者が、2割台半ば～後半である。

これに対し、引っ越し・住宅の購入では、差別が「ある」と認識していても、「いずれにあってもこだわらない」と回答したのは、14.0%にとどまり、「同和地区を避ける」者が5割を越えた。また、差別は「ない」と思っている者でも、「同和地区を避ける」が3割ある。

Q8.3 結婚で差別があると思うか×Q20-1-1 子どもの結婚相手が同和地区出身者の場合の態度（相手が女性）

			Q20-1-1 相手が女性一同和地区出身者				
			問題にしない	親としては反対・子どもの意志固ければ仕方ない	考え直すようになに言う	わからない	無回答
Q8.3 結婚	差別「ある」	n=442	28.3%	34.8%	16.3%	15.2%	5.4%
	差別「ない」	n=359	50.7%	25.1%	3.6%	11.4%	9.2%
	わからない	n=373	40.8%	17.2%	2.4%	31.1%	8.6%
	無回答	n=28	10.7%	28.6%	14.3%	14.3%	32.1%
	総 数	n=1202	38.4%	26.3%	8.2%	19.0%	8.2%

Q8.3 結婚で差別があると思うか×Q20-2-1 子どもの結婚相手が同和地区出身者の場合の態度（相手が男性）

			Q20-3-1 相手が男性一同和地区出身者				
			問題にしない	親としては反対・子どもの意志固ければ仕方ない	考え直すようになに言う	わからない	無回答
Q8.3 結婚	差別「ある」	n=442	25.6%	31.4%	19.9%	12.7%	10.4%
	差別「ない」	n=359	45.7%	22.8%	5.8%	11.7%	13.9%
	わからない	n=373	37.3%	16.1%	3.5%	32.2%	11.0%
	無回答	n=28	10.7%	14.3%	17.9%	10.7%	46.4%
	総 数	n=1202	34.9%	23.7%	10.6%	18.4%	12.5%

Q8.4 住宅の選択で差別があると思うか×Q22住宅の購入・賃貸で同和地区や同じ学区を避けるか

			Q22住宅-同和地区や同じ小学校区内の物件は避けることがあると思うか						
			同和地区、同じ小学校区内の物件も避けると思う①	同和地区は避ける・同じ小学校区は避けないと思う②	いずれにあってもこだわらない	わからない	無回答	同和地区を避ける①+②	こだわらない
Q8.4 住宅	差別「ある」	n=516	24.8%	32.0%	14.0%	17.6%	11.6%	56.8%	14.0%
	差別「ない」	n=283	11.3%	18.7%	29.3%	30.4%	10.2%	30.0%	29.3%
	わからない	n=370	10.0%	9.5%	22.2%	53.0%	5.4%	19.5%	22.2%
	無回答	n=33	12.1%	15.2%	12.1%	33.3%	27.3%	27.3%	12.1%
	総 数	n=1202	16.7%	21.5%	20.0%	31.9%	9.8%	38.2%	20.0%

次に、現状認識・忌避意識の組み合わせと、学校での同和・人権問題の学習経験（Q26）のクロス表を算出した。

Q8.Q20M結婚-男性（現状認識×態度）複数回答×Q26学校での同和・人権問題学習経験

		小学校	中学校	高校・高等専修学校	短大・大学・専門学校	はっきりと覚えていない	学校で学んだ経験はない	無回答
差別がある→問題にしない	n=113	54.0%	39.8%	10.6%	9.7%	15.9%	12.4%	1.8%
差別がある→親として反対・子どもの意志固ければ仕方ない	n=139	46.8%	34.5%	10.8%	2.2%	18.7%	21.6%	0.7%
差別がある→考え直すように言う	n=88	44.3%	29.5%	5.7%	2.3%	21.6%	19.3%	6.8%
差別がある→わからない	n=56	46.4%	41.1%	7.1%	1.8%	23.2%	19.6%	0.0%

		小学校	中学校	高校・高等専修学校	短大・大学・専門学校	はっきりと覚えていない	学校で学んだ経験はない	無回答
差別がある→問題にしない	n=113	54.0%	39.8%	10.6%	9.7%	15.9%	12.4%	1.8%
差別はない→問題にしない	n=164	55.5%	33.5%	11.6%	3.7%	17.1%	15.9%	2.4%
わからない→問題にしない	n=139	48.9%	29.5%	10.8%	0.7%	29.5%	15.8%	0.0%

Q8.Q22土地（現状認識×態度）複数回答×Q26学校での同和・人権問題学習経験

		小学校	中学校	高校・高等専修学校	短大・大学・専門学校	はっきりと覚えていない	学校で学んだ経験はない	無回答
差別がある→同和地区・同じ小学校区も避ける	n=128	48.4%	31.3%	8.6%	4.7%	22.7%	18.0%	0.0%
差別がある→同和地区は避ける・校区は避けない	n=165	60.6%	37.6%	9.7%	4.2%	17.6%	13.9%	0.0%
差別がある→こだわらない	n=72	55.6%	38.9%	15.3%	5.6%	12.5%	13.9%	0.0%
差別がある→わからない	n=91	44.0%	35.2%	6.6%	4.4%	20.9%	22.0%	0.0%

		小学校	中学校	高校・高等専修学校	短大・大学・専門学校	はっきりと覚えていない	学校で学んだ経験はない	無回答
差別がある→同和地区・同じ小学校区も避ける	n=128	48.4%	31.3%	8.6%	4.7%	22.7%	18.0%	0.0%
差別はない→同和地区・同じ小学校区も避ける	n=32	43.8%	31.3%	6.3%	0.0%	21.9%	21.9%	0.0%
わからない→同和地区・同じ小学校区も避ける	n=37	45.9%	24.3%	8.1%	0.0%	29.7%	10.8%	5.4%

		小学校	中学校	高校・高等専修学校	短大・大学・専門学校	はっきりと覚えていない	学校で学んだ経験はない	無回答
差別がある→こだわらない	n=72	55.6%	38.9%	15.3%	5.6%	12.5%	13.9%	0.0%
差別はない→こだわらない	n=83	55.4%	28.9%	9.6%	0.0%	10.8%	21.7%	2.4%
わからない→こだわらない	n=82	43.9%	28.0%	15.9%	3.7%	31.7%	17.1%	0.0%

すべての組み合わせを取り上げると、あまりにも煩雑となるので、比較に必要な組み合わせだけを示した。少数事例となる行も多く、比較は難しいが、差別が「ある」と現状認識していても、差別は「しない」という態度をとる者は、小中学校での学習経験の割合が、わずかながら高い傾向がある。

2.5.2 接触仮説

G. Allportは、偏見は、相手との接触機会を増やし、眞の情報に触れれば、解消すると主張した（但し、その接触が、対等な立場で、共通の目標を追求するような接触であることなど、いくつかの条件がある）。それでは、同和地区出身者の親しい友人・知人がいることは、同和地区出身者や同和地区に対する忌避意識の解消に関係があるだろうか。そこで、同和地区出身の友人・知人の有無（Q24）と、結婚・住宅の選択

における忌避意識（Q20, Q22）のクロス表を算出した。

「家族・親族がいる」は少数事例（n=38）であるので、「親しく付き合っている人がいる」（n=127）に注目すると、親しい人がいる者は、結婚においては「問題にしない」、住宅の選択においては「いずれにあってもこだわらない」の割合が高い。これに対して「いない、またはわからない」者では、結婚、住宅の選択とも、「わからない」が多い。

Q24身边に同和地区出身の友人・知人がいるか × Q20子どもの結婚への態度（相手が男性一同和地区出身者）

	Q24身边に同和地区出身の友人・知人がいるか		相手が男性一同和地区出身者				
			問題にしない	親としては反対・子どもの意志固ければ仕方ない	考え直すよう言うに言う	わからない	無回答
Q24身边に同和地区出身の友人・知人がいるか	いない、またはわからない	n=655	33.7%	20.3%	9.6%	25.6%	10.7%
	親しいとはいえないがいる	n=293	32.8%	31.7%	14.3%	8.5%	12.6%
	親しく付き合っている人がいる	n=127	52.0%	23.6%	5.5%	7.1%	11.8%
	家族・親族がいる	n=38	60.5%	34.2%	0.0%	5.3%	0.0%
	無回答	n=89	14.6%	18.0%	16.9%	19.1%	31.5%
合計		n=1202	34.9%	23.7%	10.6%	18.4%	12.5%

Q24身边に同和地区出身の友人・知人がいるか × Q22住宅を選ぶ際、同和地区・同じ小学校区の物件への態度

	Q24身边に同和地区出身の友人・知人がいるか		Q22住宅を選ぶ際、同和地区・同じ小学校区を避けるか					同和地区は避ける
			同和地区、同じ小学校区内の物件も避ける	同和地区は避ける・同じ小学校区には避けない	いずれにあってもこだわらない	わからない	無回答	
Q24身边に同和地区出身の友人・知人がいるか	いない、またはわからない	n=655	18.0%	15.9%	18.5%	41.2%	6.4%	33.9%
	親しいとはいえないがいる	n=293	18.1%	29.7%	19.8%	24.6%	7.8%	47.8%
	親しく付き合っている人がいる	n=127	11.0%	27.6%	34.6%	18.9%	7.9%	38.6%
	家族・親族がいる	n=38	18.4%	18.4%	44.7%	18.4%	0.0%	36.8%
	無回答	n=89	10.1%	28.1%	1.1%	12.4%	48.3%	38.2%
合計		n=1202	16.7%	21.5%	20.0%	31.9%	9.8%	38.2%

Q24身边に同和地区出身の友人・知人がいるか

		いない、またはわからない	親しいとはいえないがいる	親しく付き合っている人がいる	家族・親族がいる	無回答
18～29歳	n=94	79.8%	11.7%	4.3%	3.2%	1.1%
30～39歳	n=126	79.4%	11.9%	3.2%	3.2%	2.4%
40～49歳	n=187	63.1%	16.6%	14.4%	2.7%	3.2%
50～59歳	n=210	49.5%	29.5%	10.0%	2.9%	8.1%
60～69歳	n=206	43.7%	33.5%	14.1%	1.9%	6.8%
70歳以上	n=362	45.0%	27.6%	10.8%	4.4%	12.2%
無回答	n=17	29.4%	29.4%	17.6%	0.0%	23.5%
合計	n=1202	54.5%	24.4%	10.6%	3.2%	7.4%

なお、「同和地区出身の友人・知人」がいる者は、「50歳代」よりも上の年代に多いことにも、注意が必要である。「40歳代」以下の若い年代層では、「いない、またはわからない」が圧倒的に多いから、接觸によって偏見を減じるという機会自体が非常に少ない、ということになる。

3 人権諸課題に対する、意識・態度に影響を与えている要因とは

最後に、様々な人権課題に対する考え方について、どのような社会意識が関係しているのかを探索してみたい。

本調査では、女性、子ども、障害のある人、高齢者、性的少数者、外国人の人権問題、インターネットによる人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関する人権問題、同和問題（部落差別）を合わせて、9つの人権課題を取り上げているので、これらに関わる質問の回答に、どのような社会意識が関連するのか、Q3（家意識・世間同調意識・伝統慣習意識をきいた6項目）、Q4（「人権についての考え方」を示した11項目）との相関係数から、ごく簡単に傾向をみる³。

相関係数を算出する手続きは、以下の通りである。

部落差別を除く人権諸課題に対する質問（Q9～Q16）と、Q3・Q4は、すべて賛成～反対を4件法によってきいているので、賛成～反対が高～低となるよう、以下のように回答にスコアを与えた。

「そう思う」 =4

「どちらかといえばそう思う」 =3

「あまりそう思わない」 =2

「そう思わない」 =1 （「無回答」は除外）

また、部落差別については、Q20（結婚）と、Q22（住宅の選択）について、差別に反対する回答～差別を容認する回答が高～低となるよう、以下のように回答にスコアを与えた。

Q20（結婚） 「問題にしない」 =3

「親としては反対だが子どもの意志が固ければ仕方ない」 =2

「考え直すように言う」 =1 （「わからない」「無回答」は除外）

Q22（住宅の選択）

同和地区・同じ小学校区も避ける =1

同和地区のみ避ける（小学校区は避けない） =2

「いずれにあってもこだわらない」 =3 （「わからない」「無回答」は除外）

相関係数とは、回答相互の結びつきの強さを示すもので、1から-1の間の値をとり、絶対値が1に近いほど相関が強く、0はまったく相関がないことを表す。以下、Q3・Q4と、9つの人権諸課題に関する回答との相関（スピアマンの順位相関係数：相関係数の算出方法のひとつで順位データを扱う場合に用いる）を算出した結果（表）をもとに、ごく簡単に傾向を述べる。特に、表中、相対的に相関係数の値が大きいところにアミかけをしたので（薄…0.15～、濃…0.2～、濃太字…0.3～）これらに注目する。

³ 前回調査ではQ4の11項目について因子分析を行い、回答の背景にある複数の「共通因子」に沿って項目をグループ化し、「自己責任志向」「公的解決志向」「公共・徳目志向」性を測定する3つの尺度を作成した。今回の調査でも、因子分析によって意味のある因子が3つ抽出されたものの、3つの質問群の中には、信頼度係数（ α 係数）の値が十分とはいえないものもあり、そのため今回は尺度を作成することはせず、個別の質問ごとに相関係数を算出した。

3.1 相関係数の検討①—Q3（家意識・世間同調意識・伝統慣習意識）×人権諸課題

Q3 の 6 項目は、以下のように「家意識」「世間同調意識」「伝統慣習意識」を測定している。これらと、人権諸課題との相関を、P137～138 に掲載した。

「家意識」

- 3.1 「家柄や家の格は大切にしたほうがよい」
- 3.3 「家の相続など、長男にはほかの子どもとは異なる役割があると考えている」

「世間同調意識」

- 3.2 「大勢の人の考え方や行動にあわせたほうが、無難だと思う」
- 3.4 「おかしいと思うことがあっても、皆の目が気になって抗議できないほうだと思う」

「伝統慣習意識」

- 3.5 「単に合理的だという理由で、地域の伝統・習慣を変えるのはよくないと思う」
- 3.6 「皆が集まりやすければ、仏滅に結婚式をしてもかまわない」

「家意識」が人権諸課題に関する多くの意見と相対的に高い相関

- ・ とくに「家意識」を測定した 2 項目（「家柄や家の格は大切にしたほうがよい」「長男にはほかの子どもとは異なる役割がある」）が、「インターネットによる人権侵害」を除く、8 つの人権諸課題に関わる多くの意見と、相対的に高い相関（0.15 を越える）を示した。
- ・ 中でも、「長男にはほかの子どもとは異なる役割がある」は、より多くの意見と、相対的に高い相関を示した。これは、“家秩序に基づき、家族の成員の役割を規定する”（以下“家秩序”意識）という考え方であるから、こうした考え方方が、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人の人権を制約する考え方や、同和地区・同和地区出身者への忌避と関わっていることは、注意をひく。
- ・ なお、伝統的な“家秩序”意識が、家族内の女性の地位・役割を制約したり、結婚における同和地区出身者の忌避と関わっていることは、これまでも研究で指摘されてきたことであるが、今回の調査では、“家秩序”意識は、他の「社会的により弱い立場に置かれる人びと」の権利を制約することを支持する考え方とも結びついている。
- ・ とくに、“家秩序”意識は、子ども・性的少数者に関する意見のすべてと、0.15 を越える相関を示した。子どもに関して言えば、“家秩序”優先の考え方方が、「しつけのためなら…親が体罰を加えることはやむをえない」とか、「子育てに問題がある親であっても、そのもとで育つことが子どもの最善の利益」という意見の支持と相關しているから、親-子の序列（秩序）を前提に、親の暴力や虐待が看過されかねないことが示されている。また、性的少数者に関しては、“家秩序”は、同性婚やパートナーシップ制度を支持する意見と逆相関し、「子どもが同性愛者であっても、親としては子どもの側に立ち、力になる」とも逆相関を示している。つまり“家秩序”意識は、家に関わる既存の制度を変えることに反対するばかりでなく、「既存の制度にはまらない」家族の成員をも排除しようとする態度に結びついている。
- ・ 「世間同調意識」（大勢の人の考え方や行動にあわせたほうが無難）も、結婚後の姓の選択や、性別役割分業意識と、相対的に高い相関を示した。

その他

- ・ 「世間同調意識」のうち、「大勢の人の考え方や行動にあわせたほうが無難」という考え方方は、女性、子ども、障害のある人、高齢者の人権を制約する考え方や、新型コロナウイルス感染者等の排除を支持す

る複数の意見と、0.15 を越える相関を示した。

- 「伝統慣習意識」のうち、「集まりやすければ仏滅に結婚式をしても構わない」は、性的少数者の権利擁護、新型コロナウイルス感染者等の排除への反対、同和地区・同和地区出身者の忌避への反対の態度と、相対的に高い相関がある。

Spearmanの相関係数 Q3（家意識・世間同調意識・伝統慣習意識）×人権諸課題

		女性の人権					子どもの人権				
家	1 結婚すれば妻は夫の姓を名のるのが自然	2 「女のくせに偉そうなことを言うな」は言葉の暴力	3 男性は外で働き女性は家庭中心に家事・育児がよい	4 性的な冗談も時には職場の潤滑油	5 議員等一定数を女性に割当る方法を取り入れるべき	1しつけの為なら時に親が体罰を加えるのはやむをえない	2 いじめは、いじめられる側にもそれなりの問題がある	3 大人になる迄家庭や学校のきまりごとに口に出すべきではない	4 家庭の経済的事情により教育格差が生じるのやむをえない	5 育てに問題ある親でもその下で育つ事が子どもの最善の利益	
	1 家柄や家の格は大切にしたほうがよい（家）	.215**	-.082**	.203**	.138**	-0.034	.157**	.222**	.132**	.135**	.113**
世間	3 長男にはほかの子どもとは異なる役割がある（家）	.308**	-.135**	.296**	.216**	-0.029	.246**	.201**	.223**	.152**	.191**
	2 大勢の人の考え方や行動にあわせたほうが無難（同調）	.193**	-.107**	.203**	.066*	-0.050	0.018	.060*	.165**	.143**	.104**
同調	4 おかしいと思うことがあっても皆の目が気になって抗議できないほうだ（同調）	.111**	-0.034	0.045	0.043	0.044	-0.020	-0.020	0.051	0.054	0.020
	5 単に合理的だという理由で地域の伝統・習慣を変えるのはよくない（慣習）	.169**	-.058*	.079**	.088**	-0.012	.083**	.058*	0.054	-0.008	.076**
伝統	6 集まりやすければ仏滅に結婚式をしても構わない（慣習）	-.131**	.099**	-.118**	-0.032	-0.024	-0.055	-.082**	-.121**	-0.041	-.098**

		障害のある人の人権					高齢者の人権				
家	1 障害を理由に乗り物乗車や入店を断られるることは問題	2 多動の子どももはじつとしているよう嫌うなければならない	3 精神に障害のある人に対する不安を感じる	4 企業は利潤第一…障害者の雇用が進まなくとも仕方ない	5 障害のある人…一人暮らしの申しだし出に対応するにはやむを得ない	1 老親の介護のため離職・転職するのではなく過ぎ	2 高齢者が一人暮らしを理由にパート等入居を断られるのは仕方ない	3 住み慣れた家に暮らしたい高齢者の意志は家族都合より優先されるべき	4 高齢者は余り自己主張せず家族等の言うことを聞いたほうがよい	5 迷惑をかけるから…行動の自由を制限されても仕方ない	
	1 家柄や家の格は大切にしたほうがよい（家）	-.084**	.166**	.115**	.103**	.098**	.087**	.130**	.121**	.140**	.114**
世間	3 長男にはほかの子どもとは異なる役割がある（家）	-.031	.214**	.120**	.120**	.171**	.167**	.124**	.089**	.256**	.182**
	2 大勢の人の考え方や行動にあわせたほうが無難（同調）	-.088**	.136**	.147**	.151**	.115**	.135**	.108**	0.053	.200**	.180**
同調	4 おかしいと思うことがあっても皆の目が気になって抗議できないほうだ（同調）	-.027	0.032	.210**	.093**	0.057	.076**	0.000	-0.013	.128**	.104**
	5 単に合理的だという理由で地域の伝統・習慣を変えるのはよくない（慣習）	0.034	.086**	0.005	-0.038	0.032	0.045	-0.010	.066*	0.024	-0.005
伝統	6 集まりやすければ仏滅に結婚式をしても構わない（慣習）	.066*	-.097**	-0.034	-.082**	-0.023	-.134**	-.066*	-0.039	-.101**	-0.015

		性的少数者の人権					インターネットによる人権侵害				
家	1 同性同士の結婚も法律で認められるべき	2 中学・高校の女子生徒の制服にはズボンも必要	3 同僚にLGBTがいる職場では働きたくない	4 子どもが同性愛者…親としては子どもの側に立ち力になる	5 パートナー宣誓した人…配偶者同様の扱いを受けるべき	1 差別の書き込みを行政が把握しルールやマナーを守りネットを利用するよう日頃から差別扇動するような書込みをした者に対して罰する法整備が必要	2 ルールやマナーを守りネットを利用するよう日頃から差別扇動するような書込みをした者に対して罰する法整備が必要	3 差別扇動	4 表現の自由の問題なので安易に情報の規制は行うべき	5 中傷、個人情報流出の被害者は、削除や発信者情報開示で救済されるべき	
	1 家柄や家の格は大切にしたほうがよい（家）	-.108**	-.077**	.076**	-.118**	-.111**	-0.002	-0.034	-0.016	-0.026	-.062*
世間	3 長男にはほかの子どもとは異なる役割がある（家）	-.203**	-.153**	.223**	-.240**	-.237**	-0.004	-.058*	-0.052	-0.028	-.087**
	2 大勢の人の考え方や行動にあわせたほうが無難（同調）	-.106**	-.102**	.139**	-.128**	-.067*	-0.045	-0.043	-0.044	0.002	-.036
同調	4 おかしいと思うことがあっても皆の目が気になって抗議できないほうだ（同調）	-.011	-0.037	.084**	-.083**	-.070*	0.008	-0.022	-.064*	-0.023	-.023
	5 単に合理的だという理由で地域の伝統・習慣を変えるのはよくない（慣習）	-.107**	-.074*	0.043	-.083**	-0.043	0.031	0.044	0.031	0.031	0.033
伝統	6 集まりやすければ仏滅に結婚式をしても構わない（慣習）	.135**	.134**	-.215**	.164**	.156**	.070*	.097**	0.054	-0.024	.091**

		新型コロナウイルス感染症に関する人権問題					外国人の人権				
		1 日常生活において特定の国の出身者との接触は避けたい	2 日常生活において医療従事者との接触は避けたい	3 一度感染した人やその家族とは、たとえ回復しても付合いたくない	4 陽性患者や家族が噂になったり好奇の目で見られるのは仕方ない	5 ワクチン接種は個人の選択、しない人を非難するのはよくない	1 外国人という理由で賃貸住宅の入居を断る不動産業者がいても仕方ない	2 外国人の子どもが自国・民族の言葉を学習する機会を保障すべき	3 外国籍であっても自治体住民、地方参政権を認め投票ができるようにすべき	4 働いている外国人に雇用者が職場で通称名使用を求めるのは問題	5 日本に住む外国人は、日本の文化や習慣に合わせる努力をするべき
家	1 家柄や家の格は大切にしたほうがよい（家）	.137**	.131**	.100**	.140**	-.058*	.142**	-0.020	-0.047	-.119**	.160**
	3 長男にはほかの子どもとは異なる役割がある（家）	.175**	.159**	.183**	.194**	-.120**	.183**	-.064*	-.063*	-.137**	.163**
世間	2 大勢の人の考え方や行動にあわせたほうが無難（同調）	.157**	.124**	.093**	.150**	-0.052	.146**	0.011	-0.020	-.071*	.080**
同調	4 おかしいと思うことがあっても皆の目が気になって抗議できないほうだ（同調）	.088**	.077**	0.044	.063*	0.044	.058*	0.031	0.016	-0.045	0.057
伝統	5 単に合理的だという理由で地域の伝統・習慣を変えるのはよくない（慣習）	0.05	0.013	-0.004	0.021	-0.029	0.018	0.047	-0.050	0.007	.079**
慣習	6 集まりやすければ仏滅に結婚式をしても構わない（慣習）	-.149**	-.196**	-.200**	-.157**	.096**	-.081**	-0.034	0.049	.113**	-0.053

		同和地区・同和地区出身者			
		子どもの結婚相手-同和地区出身・女性(問題にしない+)	子どもの結婚相手-同和地区出身・男性(問題にしない+)	住宅を選ぶ際、同和地区・同じ小学校区を避けるか（こだわらない+）	
家	1 家柄や家の格は大切にしたほうがよい（家）	-.284**	-.283**	-.209**	
	3 長男にはほかの子どもとは異なる役割がある（家）	-.268**	-.268**	-.150**	
世間	2 大勢の人の考え方や行動にあわせたほうが無難（同調）	-.128**	-.125**	-.121**	
同調	4 おかしいと思うことがあっても皆の目が気になって抗議できないほうだ（同調）	-.110**	-.093**	-.121**	
伝統	5 単に合理的だという理由で地域の伝統・習慣を変えるのはよくない（慣習）	-.069*	-0.062	-0.070	
慣習	6 集まりやすければ仏滅に結婚式をしても構わない（慣習）	.195**	.206**	.239**	

**. 相関係数は 1% 水準で有意 (両側) です。

*. 相関係数は 5% 水準で有意 (両側) です。

3.2 相関係数の検討②—Q4（人権についての考え方）×人権諸課題

Q4 の 11 項目は、本報告書 P21～22 に示した通り、因子分析により、以下の 3 グループと 1 項目に分類できた。これらと、人権諸課題との相関を、P140～142 に掲載した。

自己責任志向

- 4.2 「人権問題とは、差別を受けている人の問題であって自分とは関係がない」
- 4.5 「競争社会だから、能力による差別が生じるのは仕方がない」
- 4.7 「差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある」
- 4.10 「介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない」
- 4.11 「社会福祉に頼るより、個人がもっと努力する必要がある」

公的解決志向（人権問題を立法や行政施策を通じて解決しようとする態度）

- 4.8 「人権問題を解決する責任は、まず行政にある」
- 4.9 「差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だ」

徳目的解決志向（人権問題を徳目的アプローチで解決しようとする態度）

- 4.1 「権利ばかり主張してがまんすることのできない者が増えている」（我慢で解決）
- 4.3 「思いやりややさしさをみんなが持てば人権問題は解決する」（心がけで解決）
- 4.4 「学校では、権利より、義務を果たすことを教えるべきだ」（義務を優先）

個人より共同体優先

- 4.6 「個人の権利より、地域のみんなの利益が優先されるべきだ」

「自己責任志向」が人権諸課題に関する多くの意見と相対的に高い相関

- ・ 「自己責任志向」の 5 項目は、どれも、人権諸課題（但し「インターネットによる人権侵害」を除く）に関わる多くの意見と、相対的に高い相関を示した。「自己責任志向」は、マイノリティ集団や、社会的に弱い立場に置かれた人びとの人権の制約を容認する考え方と関わっている。
- ・ 中でも、相対的に高い相関は、女性、子ども、障害のある人、高齢者、性的少数者に関わる項目との間で、顕著である。
- ・ これに対して、「新型コロナウイルス感染症」に関わる意見に対しては、「自己責任志向」を示す項目の中でも、「人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない」が、複数の項目と、0.2 を越える相関を示した。
- ・ 「同和地区出身者」との結婚に対する忌避意識では、「差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある」（当事者帰責）が 0.2 を越える相関を示した。

「公的解決」一行政施策に対する矛盾した考え方？

- ・ 「公的解決志向」の 2 項目が、0.15 以上の相関を示したのは、「女性の社会参加を進めるため、国・自治体の議員や公務員の管理職などの一定数を女性に割り当てる方法を取り入れるべきだ」（クオータ制支持）という意見のみであった。もっとも、その他の人権諸課題に関する意見でも、0.1 を越える相関を示すものはいくつかある。

- ところで、「公的解決志向」の1項目である、「人権問題を解決する責任は、まず行政にある」について、特記しておくべきことがある。これは、行政施策による問題解決を支持する意見であり、賛同すれば、私的な努力や心がけではなく、公的な取り組みによる解決を支持している、と解せる。実際、この項目は「ネット上の差別的書き込みを行政が把握し、プロバイダーへ情報停止・削除を求めるべきだ」とか、「外国籍であっても、自治体住民であるからには、地方参政権を認め、投票できるようにすべき」といった意見と、0.1を越える正の相関を示しているから、人権の実現のための制度・政策への支持といえる。
- だが、同じ項目が他方では、高齢者的人権を制約する考え方（「高齢者は、あまり自己主張せず、家族やまわりの者の言うことを聞いたほうがよい」）や、新型コロナウイルス感染リスクが高いとみなされた人びと（特定国出身者、医療従事者）への排除意識とも、0.1を越える相関を示している。公的問題解決への支持が、人権の制限や、排除とも正の相関をするのである。
- このことは、「人権問題の解決は行政の責任である」という考え方の中には、人権の名宛人としての国や自治体の責務を積極的に評価する考え方と、「問題解決は、行政に任せておけばよい」といった消極的態度の両方が、含まれているからではないかと、筆者は考えた。

徳目的解決

- 「徳目的解決志向」の3項目のうち、とくに「学校では、権利より、義務を果たすことを教えるべきだ」という意見が、人権諸課題に関わる多くの意見と、相対的に高い相関を示した（但し、「インターネットによる人権侵害」と「同和地区・同和地区出身者に対する忌避」を除く7課題）。

Spearmanの相関係数 Q4（人権についての考え方）×人権諸課題

		女性の人権					子どもの人権				
		1 結婚すれば妻は夫の姓を名ののが自然	2 「女のくせに偉そうなことを言うな」は言葉の暴力	3 男性は外で働き女性は家庭中心に家事・育児がよい	4 性的な冗談も時には職場の潤滑油	5 議員等一定数を女性に割当る方法を取り入れるべき	1しつけの為なら時には親が体罰を加えるのはやむをえない	2いじめは、いじめられる側にもそれなりの問題がある	3大人になる迄家庭や学校のまごとに口出すべきではない	4家庭の経済的事情により教育格差が生じるのやむをえない	5子育てに問題ある親でもその下で育つ事が子どもの最善の利益
自己責任	2 人権問題とは差別を受けている人の問題…自分とは関係がない	.150**	-.219**	.206**	.194**	-.064*	.117**	.179**	.214**	.183**	.131**
	5 競争社会だから能力による差別が生じるのは仕方がない	.104**	-.123**	.147**	.185**	-.092**	.194**	.199**	.142**	.320**	.078**
	7 差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある	.220**	-.124**	.168**	.277**	-0.051	.269**	.585**	.200**	.274**	.169**
	10 介護・介助を受ける高齢者・障害者が…自己主張するのはよくない	.224**	-.170**	.245**	.234**	-.123**	.200**	.262**	.253**	.224**	.166**
	11 社会福祉に頼るより個人がもっと努力する必要がある	.185**	-.131**	.180**	.182**	-0.057	.191**	.250**	.165**	.209**	.134**
公的解決	8 人権問題を解決する責任は、まず行政にある	0.035	0.022	0.037	.064*	.220**	0.001	.066*	0.000	0.013	.096**
	9 差別をなくすには差別を禁止する法律が必要だ	-0.010	0.028	0.009	0.016	.155**	-0.045	-0.009	0.009	-0.032	0.024
徳目的解決	1 権利ばかり主張し我慢することのできない者が増えている	.171**	0.003	.115**	.103**	-.082**	.205**	.152**	.074*	.133**	-0.005
	3 思いやややしさをみんなが持てば人権問題は解決する	.197**	-.061*	.148**	.086**	.096**	0.032	0.023	.060*	0.000	0.037
	4 学校では、権利より義務を果たすこと教えるべきだ	.221**	-.177**	.203**	.210**	-0.055	.164**	.164**	.191**	.162**	.145**
共同体優先	6 個人の権利より地域のみんなの利益が優先されるべきだ	.162**	-.096**	.144**	.149**	-0.008	.111**	.156**	.161**	.094**	.137**

		障害のある人の人権					高齢者の人権				
		1 障害を理由に乗り物乗車や入店を断られることは問題	2 多動の子どもはじつとしているよう躊躇なればならない	3 精神に障害のある人に対する不安を感じる	4 企業は利潤第一…障害者の雇用が進まなくて仕方ない	5 障害のある人…一人ひとりの申し出に対応が進まない	1 老親の介護のため離職・転職するにはやむを得ない	2 高齢者が一人暮らしを理由にアパート等入居するにはやり過ぎ	3 住み慣れた家に暮らしたい高齢者の意志は家族都合よりも優先されるべき	4 高齢者は余り自己主張せず家族等の言うことを聞いたほうがよい	5 迷惑をかけるから…行動の自由を制限されても仕方ない
自己責任	2 人権問題とは差別を受けている人の問題…自分とは関係がない	-.171**	.176**	.097**	.238**	.184**	.177**	.164**	0.020	.210**	.187**
	5 競争社会だから能力による差別が生じるのは仕方がない	-.079**	.121**	.147**	.213**	.205**	.088**	.155**	0.024	.140**	.214**
	7 差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある	-.111**	.284**	.151**	.221**	.277**	.170**	.168**	.058*	.232**	.226**
	10 介護・介助を受ける高齢者・障害者が…自己主張するのはよくない	-.171**	.293**	.159**	.258**	.368**	.102**	.155**	0.020	.406**	.287**
	11 社会福祉に頼るより個人がもっと努力する必要がある	-.111**	.201**	.134**	.192**	.256**	.175**	.190**	0.046	.231**	.188**
公的解決	8 人権問題を解決する責任は、まず行政にある	0.011	.092**	0.001	0.009	-0.012	0.009	0.052	0.058	.102**	.082**
	9 差別をなくすには差別を禁止する法律が必要だ	0.026	.072*	-0.027	-0.072*	-0.033	.061*	-0.009	0.024	0.045	0.040
徳目的解決	1 権利ばかり主張し我慢することのできない者が増えている	0.041	.115**	.134**	.090**	.156**	0.035	0.039	.081**	.075*	.121**
	3 思いやりややしさをみんなが持てば人権問題は解決する	0.048	0.031	0.022	-0.027	0.025	.066*	-.066*	.100**	.095**	.064*
	4 学校では、権利より義務を果たすこと教えるべきだ	-0.032	.252**	.097**	.178**	.210**	.078**	.076*	.065*	.246**	.193**
共同体優先	6 個人の権利より地域のみんなの利益が優先されるべきだ	-0.050	.160**	0.041	.085**	.149**	0.043	.065*	.071*	.207**	.118**

		性的少数者の人権					インターネットによる人権侵害				
		1 同性同士の結婚も法律で認められるべき	2 中学・高校の女子生徒の制服にはズボンも必要	3 同僚にLGBTがいる職場では働きたくない	4 子どもが同性愛者…親としては子どもの側に立ち力になる	5 パートナー・宣誓した人…配偶者同様の扱いを受けるべき	1 差別的書き込みを行政が把握し、ロバートへ情報停止・削除求めるべき	2 ルールやマナーを守りネットを利用するよう書込みをしてる日頃から教育・啓発が必要	3 差別扇動するような書込みをしてた者に対して処罰する法整備が必要	4 表現の自由の問題なので安易に情報の規制は行うべきではない	5 中傷、個人情報流出の被害者は、削除や発信者情報開示で救済されるべき
自己責任	2 人権問題とは差別を受けている人の問題…自分とは関係がない	-.159**	-.171**	.204**	-.181**	-.215**	-.097**	-.117**	-.156**	.088**	-.146**
	5 競争社会だから能力による差別が生じるのは仕方がない	-.111**	-.081**	.082**	-.095**	-.059*	-0.038	-0.016	-0.024	0.000	-0.012
	7 差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある	-.180**	-.117**	.253**	-.214**	-.194**	-0.021	-0.021	-0.041	.071*	-.083**
	10 介護・介助を受ける高齢者・障害者が…自己主張するのはよくない	-.255**	-.146**	.320**	-.257**	-.261**	-.077**	-.075*	-.064*	0.007	-.100**
	11 社会福祉に頼るより個人がもっと努力する必要がある	-.241**	-.098**	.183**	-.221**	-.251**	-0.042	-0.033	0.002	0.040	-.066*
公的解決	8 人権問題を解決する責任は、まず行政にある	0.015	.087**	.097**	-0.038	0.021	.122**	0.046	.063*	.086**	-0.005
	9 差別をなくすには差別を禁止する法律が必要だ	.071*	0.040	0.038	-0.024	0.058	.127**	0.024	.147**	-0.031	0.000
徳目的解決	1 権利ばかり主張し我慢することのできない者が増えている	-.146**	-.068*	.065*	-.092**	-.102**	.132**	.109**	.121**	-.079**	.123**
	3 思いやりややしさをみんなが持てば人権問題は解決する	-.111**	0.012	.113**	-.077**	-.059*	.166**	.066*	.073*	-0.018	0.021
	4 学校では、権利より義務を果たすこと教えるべきだ	-.257**	-.093**	.209**	-.186**	-.172**	0.022	-0.003	-0.014	0.000	-.073*
共同体優先	6 個人の権利より地域のみんなの利益が優先されるべきだ	-.150**	-0.041	.176**	-.117**	-.085**	-0.005	0.032	-0.021	0.057	-0.044

		新型コロナウイルス感染症に関する人権問題					外国人の人権				
		1 日常生活において特定の国の出身者との接触は避けたい	2 日常生活において医療従事者との接触は避けたい	3 一度感染した人やその家族とは、たとえ回復しても付合いたくない	4 陽性患者や家族が噂になったり好奇心の目で見られるのは仕方ない	5 ワクチン接種は個人の選択、しない人を非難するのはよくない	1 外国人といいう理由で賃貸住宅の入居を断る不動産業者がいても仕方ない	2 外国人の子どもが自国・民族の言葉を学習する機会を保障すべき	3 外国籍であっても自治体住民、地方参政権を認め投票できるようにすべき	4 働いている外国人に雇用者が職場で通称名使用を求めるのは問題をするべき	5 日本に住む外国人は、日本の文化や習慣に合わせる努力をするべき
自己責任	2 人権問題とは差別を受けている人の問題…自分とは関係がない	.215**	.226**	.209**	.263**	-.102**	.161**	-.080**	-0.035	-.119**	.148**
	5 競争社会だから能力による差別が生じるのは仕方がない	0.038	0.040	-0.012	.102**	0.013	.167**	-0.043	-0.073*	-0.049	.153**
	7 差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある	.181**	.136**	.177**	.197**	-0.043	.152**	-.062*	-0.025	-.127**	.162**
	10 介護・介助を受ける高齢者・障害者が…自己主張するのはよくない	.196**	.158**	.163**	.243**	-.155**	.197**	-.116**	-.119**	-.119**	.170**
	11 社会福祉に頼るより個人がもっと努力する必要がある	.133**	.106**	.125**	.176**	-.067*	.166**	-0.030	-.076**	-.075*	.100**
公的解決	8 人権問題を解決する責任は、まず行政にある	.132**	.123**	.122**	.062*	0.010	0.033	.084**	.117**	-0.045	.110**
	9 差別をなくすには差別を禁止する法律が必要だ	.073*	.097**	.079**	0.030	-0.021	-0.023	.066*	.124**	-0.033	0.050
徳目的解決	1 権利ばかり主張し我慢することのできない者が増えている	.079**	-0.041	-0.053	0.023	-0.030	.130**	-0.013	-.088**	0.023	.183**
	3 思いやややしさをみんなが持てば人権問題は解決する	.106**	0.044	0.039	0.035	0.013	-0.037	.096**	.095**	-.065*	0.030
	4 学校では、権利より義務を果たすこと教えるべきだ	.159**	.130**	.089**	.170**	-.077**	.117**	-.061*	-.064*	-.066*	.177**
共同体優先	6 個人の権利より地域のみんなの利益が優先されるべきだ	.110**	.111**	.093**	.148**	-.074*	.084**	0.033	-0.017	-.089**	.123**

		同和地区・同和地区出身者		
		子どもの結婚相手-同じ地区出身・女性(問題にしない+)	子どもの結婚相手-同じ地区出身・男性(問題にしない+)	住宅を選ぶ際、同和地区・同じ小学校区を避けるか(こだわらない+)
自己責任	2 人権問題とは差別を受けている人の問題…自分とは関係がない	-.148**	-.154**	-.155**
	5 競争社会だから能力による差別が生じるのは仕方がない	-.101**	-.098**	-.104**
	7 差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある	-.209**	-.219**	-.163**
	10 介護・介助を受ける高齢者・障害者が…自己主張するのはよくない	-.153**	-.149**	-0.055
	11 社会福祉に頼るより個人がもっと努力する必要がある	-.119**	-.112**	0.001
公的解決	8 人権問題を解決する責任は、まず行政にある	-0.063	-0.067	0.024
	9 差別をなくすには差別を禁止する法律が必要だ	0.017	0.022	0.042
徳目的解決	1 権利ばかり主張し我慢することのできない者が増えている	-.147**	-.137**	-.141**
	3 思いやややしさをみんなが持てば人権問題は解決する	-0.028	-0.028	0.010
	4 学校では、権利より義務を果たすこと教えるべきだ	-.144**	-.129**	-.093*
共同体優先	6 個人の権利より地域のみんなの利益が優先されるべきだ	-0.065	-.073*	-0.020

**: 相関係数は 1% 水準で有意(両側)です。

*. 相関係数は 5% 水準で有意(両側)です。

おわりに

人権意識調査のデータは、年齢階層による比較と、経年比較から、市民意識の変化をとらえることができる。

例えば、本稿では、とくに同和問題に焦点を当て、変化の把握に努めたが、前回調査と比べて、まず「引っ越しや住宅の購入（同和地区を避ける人がいること）」、「インターネット上の書き込み」で、差別が「ある」との回答が、大きく増加した。もっとも、前回調査時は「引っ越しや住宅の購入」にカッコ内の但し書きがなかったので、これが付加されたことで、質問の主旨が明確になり、数値の変化に影響を与えたかもしれない。

とはいって、「差別があると思うか」という問に対しても、「ある」と答えた者の割合は、「引っ越しや住宅の購入」（42.9%）が最も多く、結婚（36.8%）を上回ったことは事実である。

また、結婚や住宅の選択についての態度をきくと、同和地区・同和地区出身者に対する忌避を明確に否定する回答の割合は、結婚のほうが、住宅の選択の場合より、はるかに高い割合となった。同和対策審議会答申（1965）においては、結婚差別は「最後の越えがたい壁」と記されていたが、現在、「人」（同和地区出身者）よりも「土地」（同和地区）に対する忌避意識が、強く立ち現れるようになったことは、見過ごせない変化である。土地に対する忌避意識には、インターネット上で深刻化している同和地区の所在地情報（地名など）の拡散も、影響を与えていると考えられる。変化を踏まえ、教育・啓発、人権施策を充実させていくことが、期待される。

ところで、学校で人権を学習する機会は、少しずつ減少しているようである。学校で同和・人権教育を受けた経験が「ある」と答えた者の割合は、40・50歳代をピークに、若い年代では下がっている。学校での学習経験が減っていることは、若い年代層の、同和問題に対する理解にも影響を与えていたと考えられる。例えば、同和問題の認知経路を聞くと、「学校の授業」をあげた者の割合も、やはり40・50歳代でピークとなり、30歳代以下では10ポイント以上減少する。若い年代層では、「同和地区や同和問題のことは知らない」も多く、部落差別の現状認識などをきかれても、「わからない」と答えた割合が高い。学校での学習経験自体が減少している結果だとすれば、同和問題に限らず、他の人権課題についての理解にも、同様の影響があるかもしれない。

人権政策を支えるのは、人権問題に対する市民の理解と、解決への意欲である。改めて、今後の取り組みに期待したい。

人権教育・啓発の現状と課題

京都大学名誉教授 姫路市人権啓発センター名誉館長 上杉 孝實

姫路市では、人権啓発センターが担当して、ほぼ5年おきに「人権についての姫路市民意識調査」を行っている。これは、「姫路市人権教育及び啓発実施計画」の改定の際の資料となるものである。最近の調査としては、2022年2月に実施し、その後分析を行い、その結果を2023年3月に報告書にまとめた。調査の設計および分析には、人権啓発センター運営推進会議委員がかかわっている。本稿は、報告書の一部を抜粋しながら、人権教育・啓発の現状と課題について記述している。

1 学校の授業における同和問題・人権問題の学習経験

全体では、「小学校で学んだ」が45.1%、「中学校で学んだ」が31.1%、「高校・高等専修学校で学んだ」が8.4%、「短大・大学・専門学校で学んだ」が2.6%、「はっきりと覚えていない」が23.2%、「学校で学んだ経験はない」が、18.6%である。中学校が義務教育となったのが1947年であり、調査対象者のほとんどが小学校を経由して中学校で学んだと考えられるのであって、小・中学校で同和問題・人権問題を学んだ者の比率が、半数から7割の間ということになるが、年代差が顕著である。

同和問題が教科書でも扱われるようになるのは1970年代以後であり、現在の60歳代後半以上の年齢層は、学ぶ機会が少なかったことを反映して、70歳以上は、小・中学校で学んだとの回答がそれぞれ1割台で、「はっきりと覚えていない」が約3割、「学校で学んだ経験はない」が約4割である。このことから、成人に対する人権教育・同和教育の機会の提供が重視されなければならないことが明らかになる。

一方、40~50歳代では、小学校、中学校で学んだとの回答が、それぞれ7割台、3~4割台あるのに対し、30歳代以下の若い層は、小学校で4割台、中学校で2~3割台と低くなり、「はっきりと覚えていない」が小・中学校それぞれ2~3割台となっていることが注目される。高年層に比べて若い層は記憶が確かと考えられるのに、このような結果は、近年の学校教育で同和問題・人権問題の学習が弱くなっている、少なくとも印象の弱いものになっていることを推測させるのであり、改めて若年層についても成人教育における取り組みが課題となっているとともに、学校教育のあり方が問われているのである。

もともと、人権教育・同和教育は、教育全体を通じて行われるべきものであると考えられてきたが、とくに教科と異なって自由度の高い「道徳の時間」などに副読本などを用いての教育もなされることが多くあった。しかし、近年、道徳が教科化され、そのための教科書を用いての学習がなされるようになっている。人権教育として多くの人権問題が扱われるようになった半面、同和教育が弱くなっているところがある。2002年に同和対策の特別措置に関する法の期限切れのあったことも影響している。しかし、人権教育・啓発推進法もあり、その上で同和教育も位置づけられているのであり、様々な人権問題を重ねあわせての同和教育が求められるのである。この間に、同和問題の歴史やとらえかたにも変化があり、かつての教育だけでは不十分な面もある。

義務教育学校での人権教育・同和教育の充実が必要であるとともに、多種の学校での取り組みが促されなければならない。2020年の国勢調査で、姫路市の場合、最終卒業校が旧制中等学校・高校卒業は15歳以上の5割弱、短大・大学・大学院卒業は2割強であって、高等教育経験者のほとんどは、後期中等教育を経験していると考えられるので、7割は高校卒とみられる。このことから、高校で学んだことのある者の中のうち同和問題・人権問題を学んだのは1割強である。大学等で同和問題・人権問題を学んだ者も1割強で、小・中学校に比べて格段に少ない。同和問題・人権問題を深く学ぶことができる後期中等教育機関や高等教育機関で学ぶ者が、極めて少ないのであり、これらの学校がどれだけこの問題を学ぶ機会を提供しているかが問われる。掘り下げる学びは、年齢の増す中等教育や高等教育で可能となるのであり、実際に中学校以上で学んだ者は、関心においても、他の講演会・研修会参加においても、多少なりとも高い比率を示しているのである。データが少ないので統計的処理は難しいが、高等教育機関で学んだことの効果が大きいことが推測できる数値は出ている。人権啓発センターでも、大学との連携を図っていて、その範囲の広がりが期待される。

2 人権問題に関する講演会・研修会

過去1年間に市や県の主催する人権問題に関する講演会・研修会について、「参加していない」者と無回答者を除くと、参加者は6.2%であり、働き盛りの30歳代、40歳代は少なくなっている。公務員・教員は、21.4%が参加していて、他の職業従事者より多い。この催しについて、「とても役に立った」と「役に立った」とを合わせると、参加者の72.0%が役立ったとしている。2016年調査では、参加者は7.7%である。この間にコロナウイルスの蔓延があり、今回の結果にはその影響も考えられる。

過去1年間の学校やPTAの主催する人権問題に関する講演会・研修会への参加者は11.5%で、2016年調査の13.9%をやや下回っている。女性の参加が多い傾向がある。30歳代の参加が7.9%とやや少ない。ここでも公務員・教員の参加が18.6%と多い。「派遣社員、契約社員、非常勤職員、臨時雇い、パート職員・従業員」が14.3%と比較的多く、開催時間が関係していることを想定させる。参加者の73.2%が役立ったとの評価をしている。

過去1年間の地域団体主催の講演会・研修会には、身近な場であるためか、他の催しよりも参加が14.6%と多い。それでも2016年調査の17.0%を下回っている。ここでも30歳代は1.6%と参加が少ない。年齢の高い層の参加が多く、70歳以上は21.8%の参加であるのは、住居から近い、地域の役職を担う人も多いといったことが関係していると考えられる。公務員・教員は24.3%の参加である。参加者の74.3%が役立ったと答えている。

過去1年間の職場研修の参加者は、9.6%で、2016年調査の9.4%とほぼ同様である。職場の構成を反映してか、男性の参加が12.6%と多い。20歳代以下が16.0%と多く、後はほぼ10%前後で、退職者も多くなる70歳以上は5.2%である。公務員・教員は41.4%、民間企業・団体の正社員、正職員は13.3%である。役立ったとの答えは参加者の74.8%である。

過去1年間の市民団体主催の講演会・研修会への参加は3.2%と少ない。2016年は4.2%であった。男性の参加が4.6%、70歳以上が5.2%、無職が4.3%とやや多い。参加の任意度は高いと思われるが、役立ったとの回答が63.2%と、他の催しより低い。

これらの人権問題に関する講演会・研修会への参加程度について、それぞれの回数については尋ねていないが、今回複数の種類への参加の有無について調べた。これまで他で行われた回数の調査では、不参加に比べて1回でも参加による効果が見られるが、回数が2回、3回と重ねても顕著な効果がなく、数回以上になると飛躍的に効果が見られる。多種類参加の場合も同様の傾向が見られるかどうかを確かめることが課題である。

どの種類の催しにも参加ゼロは75.4%、1種類参加は15.5%、2種類参加は3.9%、3種類参加は1.7%、4種類参加は1.5%，5種類とも参加は2.0%である。30歳代は参加ゼロが84.9%で、2種類以上の参加は3.2%と他に比べて少ない。自営業も参加ゼロが85.9%、2種類以上の参加が3.5%と少ない。

人権問題の講演会・研修会への不参加の理由としては、「講演会などが開かれているのを知らなかった」が40.1%で最も多く、「関心がない」が23.1%でこれに次いでいる。後者は、2016年には27.1%であったから、若干少なくなっている。男性に「関心がない」が28.4%と女性の19.8%にくらべ多い。この答えは、20歳代以下で29.0%、30歳代で37.4%と若い層に多いのも、気になる点である。公務員・教員の19.4%に対し民間企業・団体の正社員・正職員の37.7%が「関心がない」と回答しているのも目立つ。

人権問題の講演会・研修会への参加は、コロナウイルスの影響もあってか、低率になっている。その中では、校区人権・自治会・婦人会等の主催の講演会・研修会が比較的参加が多く、次いで学校やPTA主催の講演会・研修会となっている。身近な場での学習機会を持つことが、参加につながりやすいことを示している。役立ったという参加者は、市民団体の主催による講演会・研修会を除いて、それぞれ4分の3あり、市民団体主催の場合も6割は役立ったと答えているのであって、その意義は小さくない。民間企業の正職員に、不参加の理由として関心のないことを挙げる者が多いために、職場での研修の充実が問われるが、研修への肯定的評価が4分の3を占めることからも、その重要性が指摘できる。

3 人権問題に関するメディア

人権問題について、最近読んだり見たりしたものについて、多く挙げられたのは、「広報ひめじ」(35.0%)、「新聞の記事」(28.4%)、「テレビ・ラジオ番組」(22.9%)である。2016年調査の結果とはあまり変わらないが、2011年調査にくらべると、これらのいずれも少なくなっている。「インターネット」は、16.6%で、以前にくらべて上昇傾向にある。男女差は大きくなかったが、20歳代以下では「広報ひめじ」は21.3%と少なく、この年代と30歳代は「新聞の記事」を挙げる割合を下回るのである。一方、40歳代以下では、「インターネット」が2割台ある。「広報ひめじ」は、公務員・教員の42.9%、自営業の42.4%が挙げているが、民間企業・団体の正社員、正職員では29.7%で差が大きい。

自営業者の人権問題講演会・研修会への参加が少ないが、市の広報誌への接触が多いので、その活用が促される。若い年代には活字離れの傾向があり、インターネットの利用が増しているので、その活用も課題である。

4 学習への参加と人権意識

人権意識は、個の尊重を内実としているが、家本位の意識は個人の生き方を規制することが多かった。差別や偏見が伝統や慣習と結びついていることも多く、絶えず世間に合わせようとする意識と相まって、人権確立を妨げることがしばしばである。このような意識が、人権教育・啓発によって変わりつつあるのかが問われるが、この点での調査結果では、学校段階や講演会・研修会への参加による差は大きくなかった。

身近に人権文化を築く上での課題が示されている。人権についての知識があっても、態度や行動につながるには、このような日常の生活における構えが関係してくるのであって、このことに着目した教育活動が必要である。

人権についての考え方については、総じて、学校教育の影響はあるが、講演会・研修会はその内容にもよるところが大きく、人権問題のとらえ方が一貫したものになっているとは言えない。なお、家意識、伝統・慣習意識、世間同調意識が、人権尊重意識の形成にマイナスの関係にあることが、データで示されているが、「人権問題を解決する責任は、まず行政にある」「差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だ」などは、これらの意識を示す者と示さない者との差がほとんどない。これらについては、講演会・研修会に関心がないから参加しないと答えた層とそれ以外の層との差も乏しい。社会的解決についての学習課題があると言える。

「女性の社会参加を進めるため、国・自治体の議員や公務員の管理職などの一定数を女性に割り当てる方法を取り入れるべきだ」という考えに対しては、後期中等教育で学んだ者に賛成が多く、講演会・研修会への多種参加者に賛成が多い。単種参加者はゼロ参加者よりも賛成が少なめである。全体にある程度教育・啓発の影響を見ることができる。

「子どものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることはやむをえない」という考えについて、学校段階による差は乏しいが、学校で人権教育について学んだことのない者に賛成が多い。講演会・研修会への参加程度が高まるにつれて、賛成が多くなるといった現象が見られるが、差はほとんどない。

「家庭の経済的事情によって、教育の格差が生じるのはやむをえない」について、学校で学んだ覚えがない者、学校で学んだことのない者に賛成が多く、小学校で学んだ者にも賛成が比較的多い。講演会・研修会への参加がゼロの者にも賛成が多くみられる。「子育てに問題がある親であっても、そのもとで育つことが、子どもの最善の利益になる」は、全体に賛成は少ないが、学校で人権教育について学んだ覚えがない者、学校で学んだことがない者に賛成が比較的多い。講演会・研修会への参加度による差はほとんどない。学校での教育の有無の影響がうかがわれる。

「精神に障害のある人に対しては、なんとなくこわいというイメージがあり、不安を感じる」については、学校での学びを覚えていない者や小学校で学んだ者で賛成が多く、講演会・研修会への参加度による違いはあまりない。

「企業は利潤が第一なのだから、知的障害者や精神障害者の雇用がすすまなくて仕方がない」については、学校で学んだことを覚えていない者に賛成がやや多い。講演会・研修会への参加度が高いほど、賛成は少なくなっている。

「高齢者が一人暮らしを理由に、アパートやマンションなどの入居を断られるのは仕方がない」については、学校で学んだ覚えがない者に賛成が多く、講演会・研修会への参加ゼロ、単種参加、多種参加の順に賛成が多い。「住み慣れた家に暮らし続けたいという高齢者の意志は、家族の都合より優先されるべきだ」については、学校段階、講演会・研修会への参加程度に関係なく賛否が分かれている。

「高齢者は、あまり自己主張をせず、家族やまわりの者の言うことを聞いたほうがよい」は、学校での学びを覚えていない者や学校で学んだことがない者に賛成が多い。講演会・研修会への単種参加の場合に、他より賛成者が多い。「認知症の高齢者は迷惑をかけるから、行動の自由を制限されても仕方がない」に関しては、中学校で学んだ者にやや賛成が少なく、講演会・研修会に多種参加した者にも、賛成が少ない。学習効果は限定的であるが、見られると言えよう。

「同性同士の結婚も、法律で認められるべきだ」については、後期中等教育で学んだ者で賛成が多く、学校での学びを覚えていない者や学校で学んだことがない者では賛成が少ない。講演会・研修会への参加程度による差はない。

「外国籍であっても、自治体の住民であるからには、地方参政権を認め、投票できるようにするべきだ」という考えについては、賛成が6割あって、学校で学んだことのない者にはこの答えが少なく、講演会・研修会への多種参加者に多い。

一方、「日本に住む外国人は、日本の文化や習慣に合わせる努力をするべきだ」といった同化的な考え方は、半数以上あり、学校で学んだ覚えがない者、学校で学んだことがない者に賛成が多く、講演会・研修会への多種参加者では、賛否が相半ばしている。学校教育や講演会・研修会への多種参加の効果は見られる。

土地差別と言われるように、「同和地区の物件だけでなく、同和地区を含む小学校区の物件も避けると思う」や、「同和地区は避けるが、同和地区を含む小学校区の物件は避けないと思う」が3分の1あるが、後者は講演会・研修会への多種参加にも多い。「いずれにもこだわらない」は後期中等教育で学んだ者が多く、講演会・研修会への参加度が上がるにつれ多くなっている。「わからない」が3割あり、学校での学びを覚えていない者に多く、次いで学校で学んだことがない者に多い。講演会・研修会への多種参加には少ない。「わからない」には、避ける傾向のものが多く含まれていると考えられる。

忌避的態度を示した者について、その理由を尋ねた結果では、「こわいイメージがあるから」が4割あり、小学校で学んだ者や学校で学んだことを覚えていない者に多く、講演会・研修会への参加ゼロに多い。次いで多い「周りの人から避けたほうがよいと言われるから」は、学校での学びを覚えていない者に多く、「自分も同和地区出身者と思われるから」が、学校で学んだことのない者に多くて、講演会・研修会への単種参加にも多い。

同和問題の解決に対する考え方として、「自分でどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせる」と「わからない」が、それぞれ3割前後あり、前者は学校段階や講演会・研修会への参加度に関係なく、大差はなく、後者は学校での学びを覚えていない者に多くて、講演会・研修会への参加度が高いほど少なくなっている。「そっとしておけばなくなる」は2割で、学校で学んだことがない者に多く、講演会・研修会への単種参加にも多い。「人権にかかわる問題だから、自分も解決に向けて、何らかの努力をする」は15.8%で、後期中等教育で学んだ者に多く、学校での学びを覚えていない者ではこの答えが数%に過ぎず、学校で学んだことがない者にも少ない。講演会・研修会への参加度が高いほど、この答えを選んでいる。教育・啓発の必要性を示すものであるが、まだまだの段階にあると言える。

学校教育が、人権意識の形成に大きな効果を持っていることが示されている。とくに学校段階が上がるにつれ、その教育効果は大きいものになる。継続的な学習によって効果が上がることに着目し、あらゆる学校において計画的に人権教育が展開されなければならない。人権問題についての講演会・研修会への参加の持つ意味は大きく、とくに多種参加の効果が目立ち、法や制度の認知に大きく貢献しているが、多様な人を対象としての事業には、内容の構成にも難しさがあり、対象別の機会の用意も大切である。人権啓発センターの作成した展示物などの利用やフィールドワークなど実地での学習も促される。これまでの社会通念を超えるには、まだ距離が感じられるのであり、人権の視点で日常的な問題も取り上げて、地域や職域で学ぶ機会を多くすることが求められるのである。

5 制度の整備

人権問題の解決には、人権意識の向上、偏見の除去など意識変革が重要であり、教育・啓発の充実が課題であるが、制度を整えること自体がまた教育・啓発効果をもたらすのであり、並行しての取り組みが求められる。人権問題の解決には、障害者差別解消推進法にも示されたように、問題をもたらしている社会的環境的要因に目を向けて、それを変えることが必要である。広報における多言語の使用、パートナーシップの認証、夜間中学校の開設などが行われてきたが、さらにこれらの充実とともに、子どもの権利擁護や女性の参画を支える仕組みの構築、内外人平等の原則に立った施策の展開、生活環境の整備、差別の規制等を進めなければならない。

提言集～人権についての姫路市民意識調査結果を踏まえて～

発行年月：令和5年（2023年）12月

発行：姫路市人権啓発センター

所 在 地：〒670-0012 姫路市本町 68 番地 290 イーグレひめじ 4階

電話：079-282-9801 FAX：079-282-9820

